



資料編

Tokyo Shinkin Bank

# Report 2022

令和3年4月1日 ➡➡➡ 令和4年3月31日

## 目次

P1	開示項目掲載ページ一覧表
P2	東京信用金庫について
P4	コンプライアンス態勢とリスク管理態勢
P8	主な業務のご案内
P10	財務諸表
P10	貸借対照表
P15	損益計算書
P16	剰余金処分計算書
P17	主要な業務の状況
P19	事業の状況
P19	預金に関する指標
P19	貸出金等に関する指標
P21	有価証券に関する指標
P22	国際業務に関する指標
P22	その他の業務に関する指標
P23	財産の状況に関する事項
P24	有価証券の時価情報等
P26	連結決算
P31	自己資本の充実の状況
P31	単体における事業年度の開示事項
P40	連結における事業年度の開示事項

### ◆ 経 営 理 念 ◆

- ・国民大衆および中小企業の金融機関としての社会的責任を遂行します
- ・地域社会の健全な発展と繁栄に寄与します
- ・地域に信頼され親しまれる金融機関になります
- ・和と創造の明るい職場づくりに努めます

### ◆ 四 つ の 誓 ◆

- ・皆様のお役に立ちます
- ・地域の繁栄に寄与します
- ・信頼される金庫になります
- ・明るい職場をつくります



シンボルマーク

図案は、東京信用金庫をイニシャルの「T」で表わし、これを、会員、役職員「TR」がしっかりと支え、地域の皆様とともに円満に発展していくことを願ってまるく象形したものです。

# 開示項目掲載ページ一覧表

信用金庫法第89条により準用する、銀行法第21条第1項前段および第2項前段に規定する内閣府令で定める事項（信用金庫法施行規則第132条および第133条）および金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に規定する主務省令で定める事項は、それぞれ以下の該当頁に掲載しております。

<b>あ行</b>	受取利息・支払利息の分析.....	18
	役務取引等収支の状況.....	17
<b>か行</b>	会員・会員外貸出金残高.....	20
	会計監査人の名称.....	16
	外貨建資産残高.....	22
	外国為替等業務.....	8
	外国為替取扱高.....	22
	貸倒引当金内訳.....	20
	貸出金科目別平均残高および構成比.....	19
	貸出金業種別残高内訳.....	19
	貸出金使途別残高.....	20
	貸出金償却の額.....	20
	貸出金の担保別内訳.....	20
	業績.....	3
	業務粗利益・業務純益.....	17
	金銭の信託.....	25
	金融ADR制度.....	7
	金融商品に係る勧誘方針.....	6
	経営指標の推移.....	17
	経営者確認書.....	16
	経営方針.....	3
	公共債ディーリング実績（売買高）.....	22
	公共債引受額.....	22
	子会社に関する事項.....	26
	顧客本位の業務運営に関する基本方針.....	6
	個人情報保護への対応.....	7
	固定金利・変動金利の貸出金残高.....	20
	コンプライアンス態勢.....	4
<b>さ行</b>	債務保証見返の担保別内訳.....	20
	サービス・その他業務.....	8
	事業の組織.....	2
	資金運用収支の内訳.....	18
	証券・投資信託業務.....	8
	消費者ローン・住宅ローン残高.....	20
	商品ご利用にあたってのお願い.....	8
	商品有価証券平均残高.....	21
	剰余金処分計算書.....	16
	信託業務.....	8
	信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び 金融再生法開示債権の保全・引当状況.....	23
	セグメント情報.....	26
	その他業務収支の状況.....	17
	損益計算書.....	15
<b>た行</b>	貸借対照表.....	10
	代理貸付の残高および構成比.....	22
	単体における事業年度の開示事項.....	31
	定期預金残高.....	19
	手数料.....	9
	デリバティブ取引の状況.....	25
	統合的リスク管理態勢.....	4
<b>な行</b>	内国為替取扱実績.....	22
	内部監査態勢.....	6
	内部統制基本方針.....	4
<b>は行</b>	バーゼルⅢ.....	31
	反社会的勢力に対する基本方針.....	7
	保険業務.....	8
<b>や行</b>	役職員の報酬体系.....	25
	有価証券残高および平均残高.....	21
	有価証券の残存期間別残高.....	21
	有価証券の時価および評価損益.....	24
	融資業務.....	8
	預金業務.....	8
	預金・譲渡性預金平均残高.....	19
	預証率.....	21
	預貸率.....	20
<b>ら行</b>	利率.....	18
	利鞘.....	18
	理事および監事.....	2
	連結会計年度の事業概況.....	26
	連結経営指標の推移.....	26
	連結信用金庫法開示債権（リスク管理債権）	26
	連結剰余金計算書.....	27
	連結損益計算書.....	27
	連結貸借対照表.....	27
	連結における事業年度の開示事項.....	40

\*「ビジネスサポート（経営支援・創業支援・伴走支援）」、「地域貢献・社会貢献活動」、「経営者保証に関するガイドラインへの取組み」、「総代会」ならびに「店舗のご案内」につきましては、別冊「Tokyo Shinkin Bank Report 2022」（カラー版）をご覧ください。



# 東京信用金庫について

## 理事および監事の氏名ならびに役職名（令和4年6月27日現在）

### 理 事

理 事 長 (代表理事)	半澤 進	(統轄)
専 務 理 事 (代表理事)	原 武	(人事部・融資部・国際資金証券部・事務部各担当)
専 務 理 事 (代表理事)	原田 要暢	(リスク管理部長、総務部・経営企画部・業務推進部・リスク管理部各担当)
理 事	中村 恭隆	(融資部長)
理 事	森屋 諭	(監査部長、監査部担当)
理 事	臼井 章	(人事部長)
理 事	増子 弘毅	(業務推進部長)
理 事	大友 祐輔	(経営企画部長)
非常勤理事	岩崎 恵弘	

### 監 事

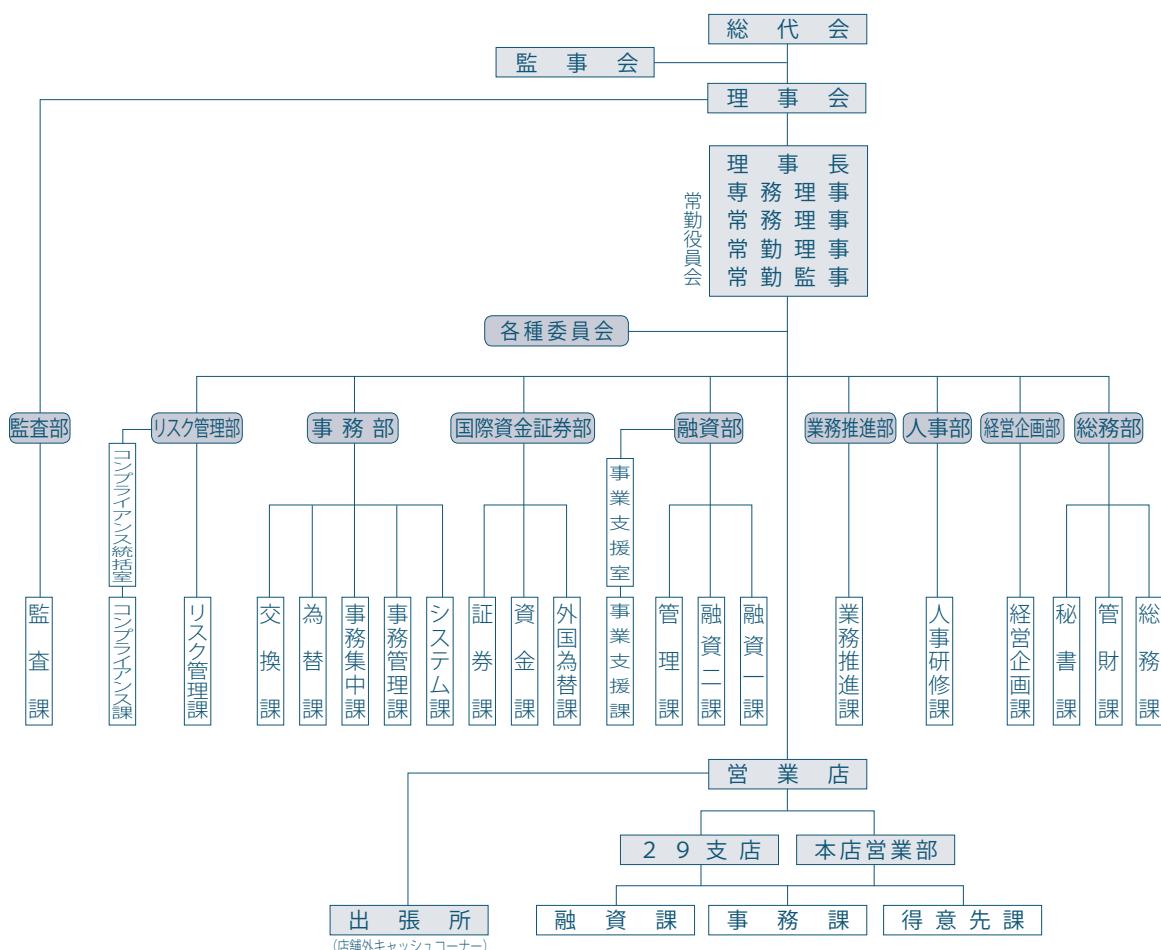
監 事	赤峯 泰弘
非常勤監事	榎本 幸衛
非常勤監事	山中 久

(注) 1 専務理事 原田 要暢、理事 森屋 諭、理事 岩崎 恵弘は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

2 監事 山中 久は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

## 事業の組織

### 事業の組織図（令和4年6月末現在）





## 令和3年度の業績

当期は、中期経営計画「地域とともに～地域 No.1 へ～」の最終年度にあたり、コンプライアンスに徹した預貸金本業重視の業務運営を継続推進するとともに、事業性評価融資を積極的に取組むことにより、地域とともに発展し、地域社会やお客さまから『最も身近で、最も頼りにされる金融機関』となることを目指し、「事業性評価融資の積極的な取組みとCSR（企業の社会的責任）の推進」、「預貸金の安定的な増加と将来に向けた営業基盤の拡充強化」、「リスク管理態勢の強化」、「ガバナンスの強化とコンプライアンスの徹底」など7つの基本課題に取組んでまいりました。特に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け困難な状況に陥っている地域事業者の支援については積極的に対応しました。

この結果、預金残高は前期末比281億円の増加（期末預金残高1兆1,825億円、増加率2.4%）となり、貸出金残高も前期末比48億円の増加（期末貸出金残高7,479億円、増加率0.7%）となりました。

また、損益面では、貸出金の増加により貸出金利息が增收となったことや経費の減少などにより、コア業務純益が前期比327百万円（5.7%）増益の6,109百万円となりました。その結果、経常利益は前期比680百万円（11.9%）増益の6,417百万円となり、当期純利益についても前期比476百万円（11.5%）増益の4,602百万円となりました。

### 業績推移（単体）

〔単位：百万円〕

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
コア業務純益	4,209	4,686	4,997	5,781	<b>6,109</b>
経常利益	5,212	5,457	4,910	5,736	<b>6,417</b>
当期純利益	3,725	3,931	3,520	4,126	<b>4,602</b>
貸出金残高	640,934	674,909	690,838	743,058	<b>747,934</b>
預金積金残高	922,558	965,031	1,016,458	1,154,363	<b>1,182,526</b>
純資産額	57,965	60,809	62,201	67,560	<b>70,443</b>
総資産額	1,041,505	1,087,913	1,134,761	1,293,590	<b>1,324,588</b>
自己資本比率(%)	8.17	8.26	8.43	9.29	<b>9.84</b>

(注) 1. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

2. 総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

## 令和4年度の経営方針

令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、縮小した経済がコロナ前の水準に回復するには時間を要すると思われ、日本銀行の大規模金融緩和政策の継続による運用環境の悪化は長期化が見込まれるなど厳しい経営環境が続くものと予想されます。

こうした中、新しい中期経営計画である「地域とともに～地域 No.1 へ PART II ～」がスタートしました。「定期積金を中心とした営業活動」と「積極的かつ柔軟でスピーディーな融資対応」のビジネスモデルの継続実施に加え、コロナ禍で影響を受ける事業者への本業支援に積極的に取組み、コンプライアンスに徹した預貸金本業重視の業務運営推進により、地域とともに発展し、地域社会やお客さまから、『最も身近で、最も頼りにされる金融機関』となることを目指し、役職員一致団結して取組んでまいります。



# コンプライアンス態勢とリスク管理態勢

## 内部統制基本方針

当金庫におきましては、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条により、業務の健全性・適切性を確保するため「内部統制基本方針」を制定し、業務の執行に際し整備すべき態勢として「コンプライアンス態勢」、「統合的リスク管理態勢」、ならびに「内部監査態勢」等について明確に定め、コンプライアンスの徹底とリスク管理の強化に努めております。

## コンプライアンス態勢

### コンプライアンスに対する基本方針・運営体制

当金庫では、コンプライアンス実現のための基本方針として「東京信用金庫行動綱領」、すべての役職員が遵守すべき行動指針として「コンプライアンス手引」を制定し、法令や諸規程の遵守はもちろんのこと、社会的規範にもとることのない誠実・公正な企業活動に徹しております。

コンプライアンスの重要性については、経営トップ自ら、年頭所感や店長会議等の主要な会議で全役職員に対して徹底するとともに、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会において、毎年度、実践的な施策を取りまとめたコンプライアンス・プログラムを策定し、その進捗状況を定期的にフォローしており、3ヵ年中期経営計画や各年度の事業計画等の中においても、各種施策を織り込み、コンプライアンス態勢の整備・強化に努めています。

具体的には、リスク管理部コンプライアンス統括室を統括部署と定め、より専門性の高い業務への取組みや組織的な対応力のさらなる強化を図っております。

また、各部店にコンプライアンス責任者およびコンプライアンス推進役を配置し、コンプライアンス重視の職場風土の醸成、コンプライアンスに関する情報の周知や職場の意識の高揚を図り、法令・ルール違反の防止、お客さまからのご相談等への適切な対応を行っております。

### マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策管理態勢

当金庫では、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、マネロン・テロ資金供与という）対策を経営の重要課題と位置付けており、3ヵ年中期経営計画やコンプライアンス・プログラムの基本課題に掲げ、その取組みを強化しております。

本部各部の管理職で構成する「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策委員会」にて、マネロン・テロ資金供与対策に関する具体的な施策について検討するなど、全金庫的な対応を行っております。

さらに、マネロン・テロ資金供与対策に関する重要事項を理事会・常勤役員会において協議、決定するなど、経営陣が主導性を発揮し、積極的に関与する体制となっております。

また、マネロン・テロ資金供与対策に係る方針・手続・計画等を規定した「AML/CFT 基本方針」を制定し、当金庫が直面するマネロン・テロ資金供与リスクを特定、評価し、これを実効的に低減するための措置を講じる、いわゆるリスクベース・アプローチを実施する等、マネロン・テロ資金供与対策の実効性向上に努めています。

## 統合的リスク管理態勢

当金庫を取り巻く金融環境は、金融技術の進展等により、高度化、複雑化し、これまでのリスク管理の観点では捉えられないリスクに晒されております。

こうしたことから、当金庫では、「統合的リスク管理方針」等に基づき、経営の健全性、安全性を確保することを目的に、当金庫が直面するさまざまなリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照するなど、「統合的リスク管理態勢」の強化を図っており、理事長を委員長とする「ALM・リスク管理委員会」などを通じて、適切なリスクコントロールを行っております。

### 信用リスク

信用リスクとは、融資先の経営状態が悪化し、貸出資産（融資元利金）の回収ができなくなることにより損失を被るリスクをいい、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要な基本的なリスクです。

当金庫では、営業推進部門等から審査・管理の独立性を確保するため、業務推進部、融資部にそれぞれ担当役員を配置するとともに、「信用リスク管理規程」等に基づき態勢整備を図るなど、信用リスク管理に積極的に取組んでおります。

また、中小企業金融円滑化法の期限到来後も引き続き、コンサルティング機能（融資先に対する経営相談・経営指導、経営改善計画の策定支援、進捗状況のモニタリング実施等）の具体的な実践に取組み、信用リスクの軽減を図っております。さらに、「総合信用リスク管理システム」を活用して、信用リスク量の計量化など、信用リスク管理の高度化を図り、より強固な信用リスク管理態勢の構築に努めています。



## 市場リスク

市場リスクとは、金利や為替などの変動により、保有する資産・負債の価値ならびに資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、A L M・リスク管理委員会および市場資産運用方針会議において、市場リスク量の計測、評価などを行い、運用・調達の方針を策定して、リスク管理を行っております。また、市場部門（フロント部門）への牽制機能を充実強化させるため、独立した部署であるリスク管理部がミドル部門として「市場リスク管理規程」等に基づき、運用基準・限度枠管理等に対する遵守状況を検証するなど適切にリスクをコントロールし、予期せぬ損失の発生を防止する管理態勢の強化を図っております。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや風評等による予期せぬ資金の流失などにより資金不足に陥るリスクをいいます。流動性リスクにつきましては、「流動性リスク管理規程」等に基づき、運用と調達の日々の管理により、流動性、安定性に留意した資金繰り態勢を確立しており、不測の事態への対応につきましても、即日資金化可能な資金手当の方法を定めるなど、流動性リスクに対して迅速・適切に対応できる態勢を整えております。

## オペレーションル・リスク

オペレーションル・リスクとは、事務事故、システム障害、役職員の不正行為等により損失を被るリスクをいい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスク、有形資産リスクなどが挙げられます。

### ●事務リスク

事務リスクとは、事務処理上のミスや不正の発生により損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、お客さまの信頼にお応えするため、役職員一人ひとりが事務リスクを十分に認識し、「各種事務取扱規程」や「事務リスク管理規程」等に則した正確な事務処理に努めております。また、債権書類の本部集中管理を行うなど、営業店での事務処理を極力本部に集中することにより事務の堅確化を図っております。さらに、事務部による営業店の事務臨店指導、監査部による営業店の内部管理全般に対する定期的な実査を通じて、事務リスクの管理状況を評価するなど、事務リスク管理の精度向上に努めております。

### ●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止や誤作動、または、コンピュータシステムが不正に利用されることにより損失を被るリスクのことであり、当金庫では、「システムリスク管理規程」等に基づき、システムリスクの管理運営を行っております。

当金庫の業務処理の中核を担う勘定処理システムは信用金庫業界が設立した「しんきん共同センター」のシステムを使用しており、共同利用の強みを活かした大型コンピュータの利用により高度な信頼性を実現しております。さらに大規模な地震や万一のシステム障害に備えたバックアップセンターを遠隔地に設置する等、基幹システムの安全対策に万全を期しております。また、「大規模災害等に備えた訓練」を実施するなど、システムリスクに対する管理態勢を整備しているほか、サイバーセキュリティ管理要領等を制定するなど、サイバーセキュリティ対策の向上に努めております。

### ●法務リスク

法務リスクとは、法令・庫内規程等に違反する行為ならびにそのおそれのある行為が発生することで、当金庫が信用を失墜したり、損失を被るリスクをいいます。

法務リスクについては、法令等の制定・改正に的確に対応するため、「法務リスク管理規程」や「リーガルチェック・マニュアル」等に則り、各種契約や広告等の内容の適法性や妥当性を顧問弁護士と連携して検証するなど、リーガルチェック態勢の運用・強化に努めております。

### ●風評リスク

風評リスクとは、インターネットの掲示板、携帯電話のメール等による根拠のないわざの流布、または、マスコミの報道等によるお客さま離れ等によって損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、平時から経営情報を積極的に開示するとともに、「風評リスク管理規程」等に基づき、当金庫ならびに当金庫子会社における、風評リスクに備えた危機管理態勢の整備に努めております。

### ●人的リスク

人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正や差別的行為（ハラスメント等）により、当金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では、「人的リスク管理規程」等に基づき、公正な人事運営に努めるとともに、人的リスクの的確な把握と管理を通じて業務の適切性を確保するなど、適切な人的リスク管理を行っております。

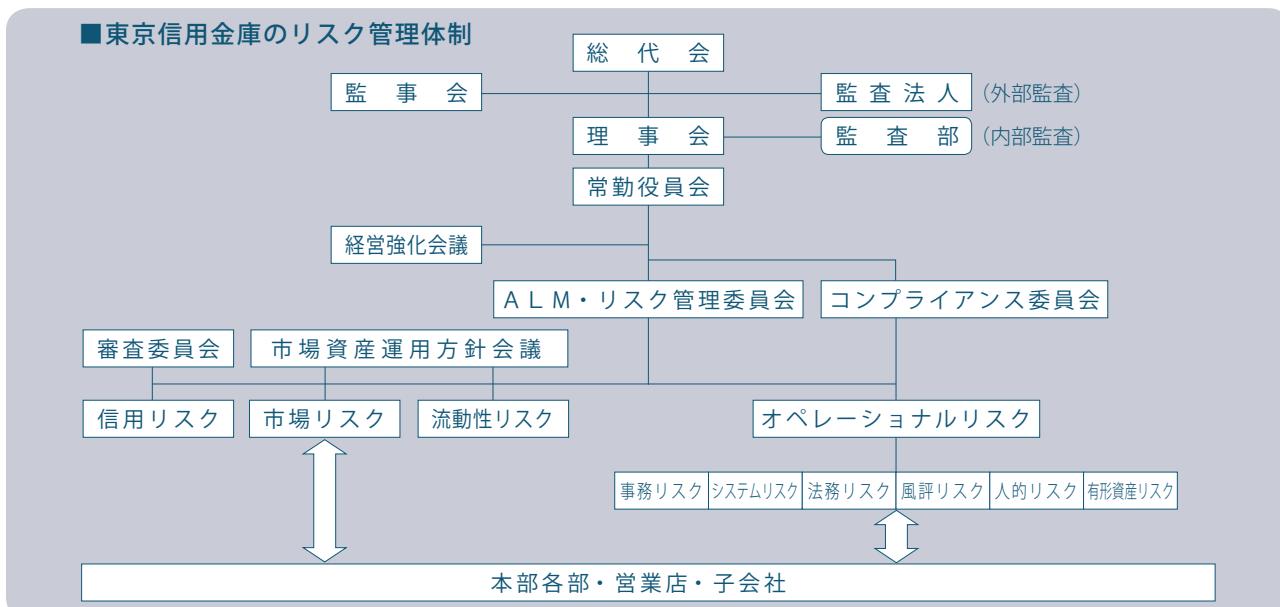
### ●有形資産リスク

有形資産リスクとは、災害、その他の事象から生じる建物・什器・設備等の資産の毀損・損害や、業務運営環境の質の低下等により当金庫が損失を被るリスクをいいます。

当金庫では、「有形資産リスク管理規程」等に基づき、有形資産リスクの的確な把握と管理を通じて、災害等で被るリスクを極力低減化できるよう、建物の耐震診断および耐震補強や定期的な設備の点検等を実施し、管理態勢の強化を図っております。



# コンプライアンス態勢とリスク管理体制



## 内部監査態勢

内部監査を実施する監査部は理事会直轄の部として、各部店（被監査部門）から完全に独立した組織となっております。内部監査は、本部各部および営業店、子会社を対象に、事務処理の堅確性、コンプライアンス・リスク管理体制、個人情報管理態勢の適切性、有効性を検証しているほか、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」を図るため、財務諸表の作成プロセスに対する検証や資産の自己査定の正確性についての検証を行っております。また、内部管理態勢における「第3の防衛線」として、毎年、監査計画を策定する際、高リスク領域だけでなく、低リスク領域に対しても内部監査手法・項目などの見直しを行うなど、メリハリのある監査を実施し、内部監査の品質向上を図っております。

## お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は「最も身近で、最も頼りにされる金融機関」を目指すという経営計画の基本方針のもと、安定的な資産形成や運用に資する金融商品・サービスの提供について、お客さまの多様なニーズにお応えできるよう、真摯に取組んでおります。この取組みをさらに徹底するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を策定しました。以下のとおり公表するとともに、今後も継続的に見直しを図ってまいります。

1. 「お客さまの最善の利益の追求」  
誠実・公正な業務を心がけ、高い倫理観と専門性の保持に努めることにより、お客さまに対する最善の利益を追求いたします。
2. 「利益相反の適切な管理」  
お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客さまの利益の保護に努めます。
3. 「手数料等の明確化」、「重要な情報の分かりやすい提供」  
お客さまにお支払いいただく手数料や重要な情報については明確に情報提供を行うとともに、お客さまに分かりやすい説明を心がけます。
4. 「お客さまにふさわしいサービスの提供」  
「金融商品に係る勧誘方針」に基づき、お客さまの知識、経験、財産の状況、ニーズに合わせた商品・サービスを提供いたします。
5. 「お客さま本位の業務運営を行うための職員育成」  
研修体系や業績評価体系を適切に整備することにより、お客さま本位の業務運営を行う職員を育成することに努めます。

## 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。



## 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、経営トップ自らが常に毅然とした態度で臨み、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して、資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対して、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## 個人情報保護への対応

当金庫では、「個人情報保護法」および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に対応した「個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）」を策定し、ホームページ等で公表しております。

また、「個人情報の保護と利用に関する規程」、「特定個人情報取扱規程」をはじめ、要領、マニュアル等を制定し、外部委託先も含め、お客さまの個人情報の厳正な管理を徹底しております。

なお、当金庫の個人情報に関するご質問やご相談等につきましては、下記窓口までご連絡ください。

### 【東京信金 お客さま相談窓口】

電話番号 : ☎ 0120-791-104

受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土曜・日曜・祝日を除く）

E メール : soudan@tokyo-shinkin.co.jp

## 金融ADR（裁判外の紛争解決）制度への対応

### ● 苦情処理措置

当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため内部管理態勢等を整備し、その内容をホームページ、ポスター等で公表しております。

苦情等につきましては、当金庫営業日（午前 9 時～午後 5 時）に営業店または「東京信金お客さま相談窓口」（電話 : ☎ 0120-791-104）にお申し出ください。

なお、投資信託や公共債等の証券業務に関する苦情等は、日本証券業協会より苦情等の解決業務の委託を受けた「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」（電話 : ☎ 0120-64-5005）でも受け付けております。

### ● 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記「東京信金お客さま相談窓口」または全国しんきん相談所（午前 9 時～午後 5 時、電話: 03-3517-5825）にお申し出があれば、下記弁護士会の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

なお、下記弁護士会の紛争解決センターまたは仲裁センターは、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等をご利用することもできます。例えば、東京以外の弁護士会において東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ下記弁護士会、全国しんきん相談所または「東京信金お客さま相談窓口」にお尋ねいただくか、下記弁護士会のホームページまたは、当金庫ホームページをご覧ください。

このほかに、証券業務に関する紛争は、当金庫が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた、上記「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）」でも受け付けております。

東京弁護士会（紛争解決センター）電話 : 03-3581-0031  
第一東京弁護士会（仲裁センター）電話 : 03-3595-8588  
第二東京弁護士会（仲裁センター）電話 : 03-3581-2249



# 主な業務のご案内

## ♣預金業務

資金の運用など、お客様のニーズにあわせた商品をご用意しております。

- ◇総合口座 ◇普通預金
- ◇元本保証型普通預金（決済用預金）
- ◇貯蓄預金 ◇納税準備預金 ◇通知預金
- ◇当座預金 ◇スーパー積金
- ◇期日指定定期預金 ◇変動金利定期預金
- ◇スーパー定期預金
- ◇個人IB定期預金（東京ネット定期）
- ◇大口定期預金 ◇積立定期預金（ドリーム）
- ◇一般財形預金 ◇財形年金預金 ◇財形住宅預金
- ◇後見制度支援預金

## ♣融資業務

お客様の多様なニーズにお応えするため、各種事業者向けローンおよび個人ローンをご用意し、豊かなくらしのお手伝いをいたします。

### 《法人・事業者向け商品》

- ◇一般融資 ◇アパート・マンションローン
- ◇地方公共団体の制度融資
  - (東京都・埼玉県および豊島区・板橋区・新宿区・中野区・練馬区・杉並区・台東区・墨田区・中央区・文京区・西東京市・武蔵野市・川口市・志木市・朝霞市・戸田市・さいたま市・蕨市・新座市・和光市・富士見市)
- ◇東京信用保証協会・埼玉県信用保証協会保証融資
- ◇東京都新保証付融資制度
- ◇代理貸付（信金中央金庫・日本政策金融公庫等）

### 《個人向け商品》

- ◇住宅ローン
- ◇保証付リリフォームローン① ◇教育ローン①
- ◇カーライフプラン① ◇WEBフリーローン①
- ◇しんきんローン①
- ◇東京ローン① ◇カードローン（J O Y)①
- ◇豊島区がん先進医療ローン①
- ◇東京信金がん先進医療ローン①
- ◇子育て応援ローン
- ◇シニアライフルーン
- ◇新型コロナ対応「生活応援ローン」①

①はインターネットローン、②はWEB完結型ローン  
でのお申込ができます。

- ◇代理貸付（住宅金融支援機構・福祉医療機構等）

## ♣外国為替等業務

外貨の両替、送金などの外国為替業務をお取り扱いいたしております。

- ◇外貨両替 ◇貿易取引 ◇外国送金
- ◇外貨預金 ◇インパクトローン

## ♣証券・投資信託業務

国債の窓口販売など、有価証券業務を通じて、皆様の資金の運用、公共債の管理などのお手伝いをいたしております。

- ◇公社債の窓口販売 ◇ディーリング業務
- ◇投資信託の窓口販売

## ♣保険業務

損害保険代理店、生命保険代理店として保険商品をお取り扱いいたしております。

- ◇火災保険（住宅ローン利用者向け）
- ◇債務返済支援保険（住宅ローン利用者向け）
- ◇個人年金保険 ◇一時払終身保険
- ◇傷害保険 ◇医療・がん保険

## ♣信託業務

お客様の大切な資産の運用・管理に対する多様なニーズにお応えするため、当金庫は、信金中央金庫、三井住友信託銀行の代理店として、全店で土地信託、年金信託、特定贈与信託、公益信託、特定金銭信託、指定金銭信託の媒介と、遺言関連業務および国民年金基金の加入勧奨を行っております。（信金中央金庫の相続信託「こころのバトン」、暦年信託「こころのリボン」等。）

## ♣サービス・その他業務

専門スタッフによる相談業務など、各種サービスを取り揃え、お客様利便の向上に努めています。

- ◇東京信金キャッシュ・サービス  
(しんきんゼロネットサービス)  
(通帳記帳相互サービス)
- ◇デビットカードサービス
- ◇自動支払いサービス
- ◇自動受取りサービス
- ◇送金・振込・代金取立
- ◇定額自動振込サービス
- ◇しんきん自動集金サービス
- ◇インターネットバンキングサービス
- ◇しんきん電子記録債権サービス  
(でんさいネットサービス)
- ◇公金の収納
- ◇株式の払込み
- ◇署名鑑印刷サービス
- ◇貸金庫・保護函
- ◇夜間金庫
- ◇法律・税務・年金相談
- ◇しんきんカード（その他各種クレジットカード）
- ◇スポーツ振興くじ（toto）払戻業務
- ◇リースのご案内（しんきんリース（株））
- ◇しんきんバンキングアプリサービス

## 〈商品ご利用にあたってのお願い〉

当金庫の預金・ローン商品等につきましては、パンフレット等でご確認のうえ、ご利用ください。

また、ご不明な点、ご相談につきましては、窓口または、得意先担当者にお問い合わせください。





# 財務諸表

貸借対照表

資産

[単位：百万円]

科 目	令和3年3月末 (第66期)	令和4年3月末 (第67期)
<b>( 資 産 の 部 )</b>		
現 金	9,406	9,569
預 け 金	298,753	339,970
コ ー ル ロ ー ン	1,004	1,004
買 入 金 錢 債 権	414	332
商 品 有 価 証 券	50	—
商 品 国 債	50	—
有 価 証 券	215,740	200,588
国 債	119,887	106,098
地 方 債	32,220	28,518
社 債	34,446	36,492
株 式	1,437	1,313
そ の 他 の 証 券	27,750	28,165
貸 出 金	743,058	747,934
割 引 手 形	2,115	2,404
手 形 貸 付	17,092	24,595
証 書 貸 付	719,733	715,327
当 座 貸 越	4,116	5,606
外 国 為 替	116	34
外 国 他 店 預 け	116	34
そ の 他 資 産	6,143	6,159
未 決 済 為 替 貸	256	415
信 金 中 金 出 資 金	3,655	3,655
前 払 費 用	35	35
未 収 収 益	1,164	1,212
金 融 派 生 商 品	0	—
そ の 他 の 資 産	1,031	841
有 形 固 定 資 産	20,458	20,520
建 物	2,166	2,053
土 地	17,620	17,620
リ ー ス 資 産	369	527
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	302	319
無 形 固 定 資 産	108	171
ソ フ ト ウ エ ア	3	68
リ ー ス 資 産	76	73
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	28	28
緑 延 税 金 資 産	1,408	1,470
債 务 保 証 見 返	555	462
貸 倒 引 当 金	△ 3,045	△ 3,138
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,832)	(△ 2,801)
投 資 損 失 引 当 金	△ 30	△ 30
資 産 の 部 合 計	1,294,145	1,325,050

**預け金**

日本銀行や信金中央金庫などの金融機関に預けている資金です。

**貸出金**

地域のお客さまの資金ニーズに、積極的かつ柔軟でスピーディーに対応した結果、前期末対比 48 億円（増加率 0.7%）増加しました。

**繰延税金資産**

税効果会計により、将来回収が見込まれる税金相当額を税金の前払いとして資産計上した額です。

**債務保証見返**

債務を保証している取引先に対する求償権です。

**貸倒引当金**

貸出金などの貸し倒れに備えて積み立てる引当金です。



## 負債及び純資産

〔単位：百万円〕

科 目	令和3年3月末 (第66期)	令和4年3月末 (第67期)
<b>( 負 債 の 部 )</b>		
<b>預 金 積 金</b>	<b>1,154,363</b>	<b>1,182,526</b>
当 座 預 金	30,845	28,565
普 通 預 金	417,080	417,673
貯 蓄 預 金	911	878
通 知 預 金	2,248	2,539
定 期 預 金	644,842	665,950
定 期 積 金	53,208	61,731
そ の 他 の 預 金	5,227	5,187
<b>借 用 金</b>	<b>60,000</b>	<b>60,000</b>
借 入 金	60,000	60,000
<b>外 国 為 替</b>	<b>2</b>	<b>5</b>
未 払 外 国 為 替	2	5
<b>そ の 他 負 債</b>	<b>3,708</b>	<b>3,599</b>
未 決 済 為 替 借	297	331
未 払 費 用	274	234
給 付 補 填 備 金	15	16
未 払 法 人 税 等	1,534	1,300
前 受 収 益	204	230
払 戻 未 溝 金	54	36
払 戻 未 溝 持 分	25	22
職 員 預 り 金	102	102
金 融 派 生 商 品	1	—
リ ー ス 債 務	445	601
資 産 除 去 債 務	89	91
そ の 他 の 負 債	663	631
<b>賞 与 引 当 金</b>	<b>516</b>	<b>516</b>
<b>退 職 給 付 引 当 金</b>	<b>3,650</b>	<b>3,805</b>
<b>役 員 退 職 慰 労 引 当 金</b>	<b>309</b>	<b>304</b>
<b>睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金</b>	<b>197</b>	<b>127</b>
<b>偶 発 損 失 引 当 金</b>	<b>106</b>	<b>88</b>
<b>再 評 価 に 係 る 緑 延 税 金 負 債</b>	<b>3,173</b>	<b>3,173</b>
<b>債 务 保 証</b>	<b>555</b>	<b>462</b>
<b>負 債 の 部 合 計</b>	<b>1,226,584</b>	<b>1,254,607</b>
<b>( 純 資 産 の 部 )</b>		
<b>出 資 金</b>	<b>6,221</b>	<b>6,185</b>
普 通 出 資 金	6,221	6,185
<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>51,129</b>	<b>55,546</b>
利 益 準 備 金	5,944	6,221
そ の 他 利 益 剰 余 金	45,185	49,325
<b>特 別 積 立 金</b>	<b>32,639</b>	<b>32,639</b>
( うち新電算システム導入積立金 )	(368)	(368)
( うち土地圧縮積立金 )	(18)	(18)
当 期 末 処 分 剰 余 金	12,545	16,685
<b>処 分 未 溝 持 分</b>	<b>△ 32</b>	<b>△ 32</b>
<b>会 員 勘 定 合 計</b>	<b>57,318</b>	<b>61,700</b>
<b>そ の 他 有 債 証 券 評 価 差 額 金</b>	<b>2,801</b>	<b>1,302</b>
<b>土 地 再 評 価 差 額 金</b>	<b>7,440</b>	<b>7,440</b>
<b>評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計</b>	<b>10,241</b>	<b>8,743</b>
<b>純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>67,560</b>	<b>70,443</b>
<b>負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計</b>	<b>1,294,145</b>	<b>1,325,050</b>

## 預金積金

定期積金を中心としたFace to Faceの営業活動により、前期末比281億円（増加率2.4%）増加しました。

## 借用金

日本銀行の貸出増加支援のための資金供給制度に応じて借り入れた資金です。貸出金残高が継続的に増加している当金庫は、この制度の対象先として選定されています。

## 偶発損失引当金

信用保証協会の保証を受けている貸出金に対し、同協会に対する将来の負担金支払見込額を引当てるものです。

## 会員勘定合計

「出資金」から「処分未済持分」までの合計額です。

## その他

## 有価証券評価差額金

その他有価証券（P24参照）に分類した有価証券の含み益を表わしております。



# 財務諸表

## 貸借対照表の注記（第 67 期）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については時価法、株式以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

・建 物	19 年～50 年
・その他	2 年～20 年
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。  
なお、残存価額については零としております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第 4 号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和 2 年 10 月 8 日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部の協力の下にリスク管理部が資産査定を実施しております。
10. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
11. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
12. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定期年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 

① 制度全体の積立状況に関する事項（令和 3 年 3 月 31 日現在）	
年金資産の額	1,732,930 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額	△ 84,957 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和 3 年 3 月分）	0.3132%
③ 補足説明	
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 178,469 百万円及び別途積立金 93,511 百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間 19 年 0 ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 62 百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

14. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者がからの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
  15. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
  16. 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事事業年度の費用に計上しております。
  17. 会計上の見積りにより当事事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。  
貸倒引当金 3,138 百万円  
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 9. に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、前事業年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は 1 年程度継続すると想定をしておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当事業年度末においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響はさらに 1 年程度継続すると想定しております。当該想定に基づき、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いています。  
なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定および、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
  18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 863 百万円
  19. 子会社の株式総額 30 百万円
  20. 子会社に対する金銭債権総額 1,063 百万円
  21. 子会社に対する金銭債務総額 73 百万円
  22. 有形固定資産の減価償却累計額 14,464 百万円
  23. 有形固定資産の圧縮記帳額 226 百万円
  24. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第 2 条第 3 項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。）であります。  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,503 百万円  
危険債権額 17,647 百万円  
三月以上延滞債権額 一百万円  
貸出条件緩和債権額 1,436 百万円  
合計額 23,587 百万円  
破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債務放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
  25. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第 24 号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和 4 年 3 月 17 日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れられた商業手形は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 2,404 百万円であります。
  26. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
    - ・ 担保に供している資産
 

有価証券	70,849 百万円
・ 担保資産に対応する債務	
預金	2,076 百万円
借用金	60,000 百万円
- 上記のほか、内国為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金 23,210 百万円を差し入れております。  
また、その他の資産には、保証金 163 百万円及び敷金 518 百万円が含まれております。  
なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は 2 百万円であります。

27. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価を行った年月日 平成10年3月31日
- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算等)合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は274百万円であります。

28. 出資1口当たりの純資産額 5,724円19銭

29. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

運用に当たっては、ALM・リスク管理委員会(毎月開催)や市場資産運用方針会議(四半期開催)等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っております。また、保有証券の時価や格付は、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日次ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用に心がけております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、国際資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場資産運用方針会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、国際資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びALM・リスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕資金運用基準に基づき実施されております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産のうち「預け金」、「買入金銭債権」、「商品有価証券」、「有価証券(時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く)」、「貸出金」、及び金融負債のうち「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で4,931百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しております、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

30. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注2)参照)。また、コールローン、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	339,970	340,095	125
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,000	12,807	△192
その他有価証券	187,402	187,402	—
(3) 貸出金(*1)	747,934		
貸倒引当金(*2)	△3,138		
	744,795	749,023	4,227
金 融 資 産 計	1,285,167	1,289,328	4,161
(1) 預金積金	1,182,526	1,182,633	106
(2) 借用金	60,000	60,000	—
金 融 負 債 計	1,242,526	1,242,633	106

(\*1) 貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公示されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については31から33に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)

② ①以外の貸出金については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、円金利スワップレート)で割り引いた金額

金融負債

(1) 預金積金

要求預預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する率を用いております。

(2) 借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社株式(*1)	30
非上場株式(*1)	156
信金中金出資金(*1)	3,655
合 計	3,841

(\*1) 子会社、非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



# 財務諸表

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

[単位：百万円]

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金 有価証券	274,760	65,210	—	—
満期保有目的の債券	—	12,000	1,000	—
その他有価証券のうち	24,670	34,002	84,535	30,000
満期があるもの	—	—	—	—
貸出金（＊）	108,865	213,436	154,472	262,093
合 計	408,295	324,648	240,007	292,093

(＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) その他の有利子負債の決算日後の返済予定期額

[単位：百万円]

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金（＊）	1,134,208	48,146	—	171
借用金	17,000	43,000	—	—
合 計	1,151,208	91,146	—	171

(＊) 預金積金のうち、要求預金は「1年以内」に含めて示してあります。

31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 33.まで同様であります。

## 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他	1,000	1,007	7
	小計	1,000	1,007	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他	12,000	11,800	△199
	外国証券	12,000	11,800	△199
	小計	12,000	11,800	△199
合 計		13,000	12,807	△192

## その他の有価証券

[単位：百万円]

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	800	409	391
	債券	60,302	59,836	466
	国債	20,091	20,001	89
	地方債	28,518	28,199	318
	社債	11,693	11,635	57
	その他	13,546	10,403	3,143
	小計	74,650	70,649	4,001
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	325	385	△59
	債券	110,806	112,915	△2,109
	国債	86,007	87,847	△1,840
	地方債	—	—	—
	社債	24,798	25,068	△269
	その他	1,951	1,977	△26
	小計	113,083	115,278	△2,194
合 計		187,734	185,928	1,806

## 32. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券

[単位：百万円]

	売却原価	売却額	売却損益
その他	6,030	6,725	694
合 計	6,030	6,725	694

売却の理由は、参照金利（LIBOR）が公表停止となり、一部債券の後継金利の設定が困難であったためであります。

## 33. 当事業年度中に売却したその他の有価証券

[単位：百万円]

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	307	49	9
合 計	307	49	9

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,112百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが5,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒否又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴収するほか、契約後も半年毎に予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 緑延税金資産及び緑延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

### (緑延税金資産)

貸倒引当金	424 百万円
退職給付引当金	1,062
減価償却超過額	142
賞与引当金	167
その他	410
緑延税金資産小計	2,205
評価性引当額	△222
緑延税金資産合計	1,983

### (緑延税金負債)

固定資産圧縮積立金	7
資産除去債務対応資産	2
その他有価証券評価差額金	504
緑延税金負債合計	513
緑延税金資産の純額	1,470 百万円

### (再評価に係る緑延税金資産)

土地	279 百万円
評価性引当額	△279
緑延税金資産合計	—

### (再評価に係る緑延税金負債)

土地	3,173
緑延税金負債合計	3,173
再評価に係る緑延税金負債の純額	3,173 百万円

## 36. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(令和 2 年 3 月 31 日)に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示しておりません。前受収益に含まれる契約負債の金額は 11 百万円であります。

## 37. 会計方針の変更

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める過経的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当事業年度の期首残高へ与える影響はありません。また、当該会計基準等の適用により当事業年度の損益及び出資 1 口当たり情報に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第 30 号令和元年 7 月 4 日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第 19 項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号令和元年 7 月 4 日)第 44 - 2 項に定める過経的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

## 38. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和 2 年 1 月 24 日内閣府令第 3 号）が令和 4 年 3 月 31 日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。



## 損益計算書

〔単位：千円〕

科 目	令和 2 年度 (第 66 期)	令和 3 年度 (第 67 期)
<b>経 常 収 益</b>	<b>15,032,516</b>	<b>15,414,935</b>
資 金 運 用 収 益	13,535,869	13,609,832
貸 出 金 利 息	11,859,755	12,019,792
預 け 金 利 息	186,193	186,564
コ ー ル ロ ー ン 利 息	5,012	5,002
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,391,907	1,306,054
そ の 他 の 受 入 利 息	93,000	92,418
役 务 取 引 等 収 益	900,220	888,028
受 入 為 替 手 数 料	471,947	451,109
そ の 他 の 役 务 収 益	428,273	436,919
そ の 他 業 务 収 益	51,332	790,916
外 国 為 替 売 買 益	4,807	5,159
国 債 等 債 券 売 却 益	—	694,350
国 債 等 債 券 償 戻 益	219	237
そ の 他 の 業 务 収 益	46,306	91,169
そ の 他 経 常 収 益	545,093	126,158
償 却 債 権 取 立 益	13,001	4,354
株 式 等 売 却 益	162,507	49,479
そ の 他 の 経 常 収 益	369,584	72,324
<b>経 常 費 用</b>	<b>9,296,329</b>	<b>8,997,849</b>
資 金 調 達 費 用	297,326	250,665
預 金 利 息	292,115	246,733
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	4,613	3,378
そ の 他 の 支 払 利 息	597	554
役 务 取 引 等 費 用	422,211	391,778
支 払 為 替 手 数 料	157,702	135,050
そ の 他 の 役 务 費 用	264,508	256,727
そ の 他 業 务 費 用	65,990	71,286
商 品 有 価 証 券 売 買 損	580	255
国 債 等 債 券 償 戻 損	59,919	61,550
そ の 他 の 業 务 費 用	5,490	9,480
経 費	8,068,922	7,907,242
人 件 費	5,461,073	5,349,707
物 件 費	2,233,615	2,195,033
税 金	374,233	362,501
そ の 他 経 常 費 用	441,879	376,876
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	421,502	319,528
株 式 等 売 却 損	—	9,538
株 式 等 償 却	—	9,078
そ の 他 の 経 常 費 用	20,376	38,732
<b>経 常 利 益</b>	<b>5,736,186</b>	<b>6,417,086</b>

**資金運用収益**

貸出金や有価証券などからの受取利息などです。

**役務取引等収益**

サービスの対価として受け取る手数料などです。

**資金調達費用**

預金積金などへの支払利息などです。

**経常利益**

「経常収益」から「経常費用」を差し引いた額です。



# 財務諸表

[単位：千円]

科 目	令和 2 年度 (第 66 期)	令和 3 年度 (第 67 期)
<b>特 別 損 失</b>	<b>19,827</b>	<b>0</b>
固 定 資 産 処 分 損	19,827	0
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	<b>5,716,359</b>	<b>6,417,086</b>
<b>法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税</b>	<b>1,531,962</b>	<b>1,296,296</b>
<b>法 人 税 等 調 整 額</b>	<b>58,000</b>	<b>518,000</b>
<b>法 人 税 等 合 計</b>	<b>1,589,962</b>	<b>1,814,296</b>
<b>当 期 純 利 益</b>	<b>4,126,397</b>	<b>4,602,790</b>
<b>緑 越 金 (当 期 首 残 高)</b>	<b>8,667,557</b>	<b>12,082,353</b>
<b>土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額</b>	<b>△ 248,336</b>	<b>—</b>
<b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b>	<b>12,545,618</b>	<b>16,685,143</b>

## 法人税等調整額

緑延税金資産の積み立て額  
または取り崩し額です。

損益計算書の注記（第 67 期）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 子会社との取引による収益総額 46,736 千円  
子会社との取引による費用総額 76,809 千円
- 出資 1 口当たり当期純利益金額 371 円 91 銭

## 剰余金処分計算書

[単位：円]

科 目	令和 2 年度 (第 66 期)	令和 3 年度 (第 67 期)
<b>当 期 未 処 分 剰 余 金</b>	<b>12,545,618,347</b>	<b>16,685,143,212</b>
<b>積 立 金 取 崩 額</b>	<b>—</b>	<b>36,677,000</b>
利 涝 準 備 金 限 度 超 過 取 崩 額	—	36,677,000
<b>剩 余 金 処 分 額</b>	<b>463,265,297</b>	<b>5,185,000,955</b>
利 涝 準 備 金	277,429,500	—
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	185,835,797	185,000,955
特 別 積 立 金	—	5,000,000,000
<b>緑 越 金 (当 期 末 残 高)</b>	<b>12,082,353,050</b>	<b>11,536,819,257</b>

(注) 普通出資に対する配当率：年 3%

本誌に掲載する財務資料のうち、信用金庫法第 38 条第 1 項に定められたもの（うち貸借対照表、損益計算書、および剰余金処分計算書）については、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けており、同監査法人より無限定適正意見および適合意見が表明されております。

## 経営者確認書

令和 3 年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和 4 年 6 月 28 日

東京信用金庫  
理事長

半瀬 雄



# 主要な業務の状況

Tokyo Shinkin Bank Report 2022

## 主要な経営指標の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
経 常 収 益 (千円)	13,970,065	14,406,826	14,341,954	15,032,516	15,414,935
経 常 利 益 (千円)	5,212,243	5,457,582	4,910,521	5,736,186	6,417,086
当 期 純 利 益 (千円)	3,725,251	3,931,140	3,520,639	4,126,397	4,602,790
出 資 総 額 (百万円)	6,179	6,275	6,245	6,221	6,185
出 資 総 口 数 (千口)	12,359	12,550	12,490	12,443	12,370
純 資 産 額 (百万円)	57,965	60,809	62,201	67,560	70,443
総 資 産 額 (百万円)	1,041,505	1,087,913	1,134,761	1,293,590	1,324,588
預 金 積 金 残 高 (百万円)	922,558	965,031	1,016,458	1,154,363	1,182,526
貸 出 金 残 高 (百万円)	640,934	674,909	690,838	743,058	747,934
有 価 証 券 残 高 (百万円)	201,371	184,002	174,103	215,740	200,588
単 体 自 己 資 本 比 率 (%)	8.17	8.26	8.43	9.29	9.84
出 資 に 対 す る 配 当 金 (千円)	181,072	186,375	186,586	185,835	185,000
(出 資 1 口 あ た り) (円)	15	15	15	15	15
出 資 配 当 率 (%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0
役 員 数 (人)	12	13	13	13	11
うち 常 勤 役 員 数 (人)	9	10	10	10	8
職 員 数 (人)	640	655	657	668	663
会 員 数 (人)	39,218	38,921	38,659	39,292	39,115

(注) 総資産額には債務保証見返は含んでおりません。

## 業務粗利益

[単位 : 千円]

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度
資 金 運 用 収 支	<b>13,238,543</b>	<b>13,359,167</b>
資 金 運 用 収 益	13,535,869	13,609,832
資 金 調 達 費 用	297,326	250,665
役 務 取 引 等 収 支	<b>478,009</b>	<b>496,250</b>
役 務 取 引 等 収 益	900,220	888,028
役 務 取 引 等 費 用	422,211	391,778
そ の 他 業 務 収 支	<b>△ 14,657</b>	<b>719,629</b>
そ の 他 業 務 収 益	51,332	790,916
そ の 他 業 務 費 用	65,990	71,286
業 務 粗 利 益	<b>13,701,895</b>	<b>14,575,046</b>
業 務 粗 利 益 率	<b>1.14%</b>	<b>1.16%</b>

(注) 1. 業務粗利益率

$$= \frac{\text{業 務 粗 利 益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別  
はしておりません。

## 業務純益

[単位 : 千円]

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度
業 務 純 益	<b>5,650,272</b>	<b>6,618,201</b>
実 質 業 務 純 益	<b>5,722,193</b>	<b>6,742,542</b>
コア 業 務 純 益	<b>5,781,894</b>	<b>6,109,506</b>
コア 業 務 純 益 (除く投資信託解約損益)	<b>5,781,894</b>	<b>6,109,506</b>

- (注) 1. 業務純益=業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時の経費等を含まないこととしています。  
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額  
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益=実質業務純益 - 国債等債券損益  
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

## 役務取引等収支の状況

[単位 : 千円]

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度
役 務 取 引 等 収 益	<b>900,220</b>	<b>888,028</b>
受 入 為 替 手 数 料	471,947	451,109
そ の 他 の 受 入 手 数 料	428,273	436,919
役 務 取 引 等 費 用	<b>422,211</b>	<b>391,778</b>
支 払 為 替 手 数 料	157,702	135,050
そ の 他 の 支 払 手 数 料	41,927	39,258
そ の 他 の 役 務 取 引 等 費 用	222,580	217,469

## その他業務収支の状況

[単位 : 千円]

種 類	令和 2 年度	令和 3 年度
そ の 他 業 務 収 益	<b>51,332</b>	<b>790,916</b>
外 国 為 替 売 買 益	4,807	5,159
国 債 等 債 券 売 却 益	—	694,350
国 債 等 債 券 償 還 益	219	237
そ の 他 の 業 務 収 益	46,306	91,169
そ の 他 業 務 費 用	<b>65,990</b>	<b>71,286</b>
商 品 有 価 証 券 売 買 損	580	255
国 債 等 債 券 償 還 損	59,919	61,550
そ の 他 の 業 務 費 用	5,490	9,480

財務諸表

主要な  
業務の状況



# 主要な業務の状況

## 資金運用収支の内訳

[単位は平均残高：百万円、利息：千円、利回り：%]

種類	令和2年度	令和3年度
資金運用勘定	平均残高 1,191,608	1,251,576
	利息 13,535,869	13,609,832
	利回り 1.13	1.08
うち貸出金	平均残高 727,109	738,122
	利息 11,859,755	12,019,792
	利回り 1.63	1.62
うち預け金	平均残高 263,918	297,031
	利息 186,193	186,564
	利回り 0.07	0.06
うちコールローン	平均残高 1,004	1,004
	利息 5,012	5,002
	利回り 0.49	0.49
うち買入金銭債権	平均残高 450	368
	利息 2,713	2,173
	利回り 0.60	0.59
うち商品有価証券	平均残高 52	24
	利息 500	234
	利回り 0.94	0.94
うち有価証券	平均残高 195,331	211,303
	利息 1,391,407	1,305,819
	利回り 0.71	0.61
資金調達勘定	平均残高 1,148,206	1,221,898
	利息 297,326	250,665
	利回り 0.02	0.02
うち預金積金	平均残高 1,093,022	1,161,790
	利息 296,729	250,111
	利回り 0.02	0.02
うち借用金	平均残高 55,068	60,000
	利息 0	0
	利回り 0.00	0.00

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金平均残高（令和2年度 692百万円、令和3年度 17,750百万円）を控除して表示しております。  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 受取利息・支払利息の分析

[単位：千円]

	令和2年度			令和3年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	1,328,752	△ 443,203	885,549	652,101	△ 578,138	73,963
うち貸出金	890,462	23,878	914,340	179,340	△ 19,303	160,037
うち預け金	27,076	△ 45,282	△ 18,206	20,798	△ 20,427	371
うちコールローン	△ 1	△ 97	△ 98	1	△ 11	△ 10
うち買入金銭債権	△ 503	△ 383	△ 886	△ 490	△ 50	△ 540
うち商品有価証券	0	0	0	△ 261	△ 5	△ 266
うち有価証券	171,446	△ 180,890	△ 9,444	98,708	△ 184,296	△ 85,588
支払利息	29,388	△ 53,192	△ 23,804	15,117	△ 61,778	△ 46,661
うち預金積金	28,712	△ 52,437	△ 23,725	14,805	△ 61,423	△ 46,618
うち借用金	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 残高および利率の増減割合が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。  
 2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 利益率

[単位：%]

	令和2年度	令和3年度
総資産経常利益率	0.46	0.49
総資産当期純利益率	0.33	0.35

(注) 総資産経常（当期純）利益率 =  $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返しを除く）平均残高}} \times 100$

## 利鞘

[単位：%]

	令和2年度	令和3年度
資金運用利回	1.13	1.08
資金調達原価率	0.72	0.66
総資金利鞘	0.41	0.42

## 預金に関する指標

## 預金・譲渡性預金平均残高

〔単位：百万円〕

	令和2年度	令和3年度
流動性預金	386,076	428,963
うち有利息預金	335,124	372,960
定期性預金	704,131	729,903
うち固定金利定期預金	655,163	672,895
うち変動金利定期預金	4	4
その他の	2,814	2,924
計	1,093,022	1,161,790
譲渡性預金	—	—
合計	<b>1,093,022</b>	<b>1,161,790</b>

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金  
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金  
 固定金利定期預金: 預入時に満期までの利率が確定する自由金利定期預金  
 変動金利定期預金: 預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金  
 3. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 定期預金残高

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
定期預金	644,846	665,954
固定金利定期預金	644,842	665,950
変動金利定期預金	4	4
その他の	—	—

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。

## 貸出金等に関する指標

## 貸出金科目別平均残高および構成比

〔単位：百万円、%〕

	令和2年度		令和3年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	2,038	0.2	1,952	0.2
手形貸付	22,867	3.1	17,899	2.4
証書貸付	698,209	96.0	714,875	96.8
当座貸越	3,994	0.5	3,394	0.4
合計	<b>727,109</b>	<b>100.0</b>	<b>738,122</b>	<b>100.0</b>

## 貸出金業種別残高内訳

〔単位：先、百万円、%〕

業種	令和3年3月末			令和4年3月末		
	貸出先数	残高	構成比	貸出先数	残高	構成比
製造業	656	30,792	4.1	665	31,042	4.1
農業、林業	2	9	0.0	2	7	0.0
建設業	1,506	58,574	7.8	1,572	62,760	8.3
電気・ガス・熱供給・水道業	19	524	0.0	19	480	0.0
情報通信業	225	5,787	0.7	243	5,725	0.7
運輸業、郵便業	198	16,765	2.2	197	16,555	2.2
卸売業、小売業	1,216	47,098	6.3	1,260	47,524	6.3
金融業、保険業	35	6,317	0.8	37	6,457	0.8
不動産業	490	108,342	14.5	499	114,723	15.3
不動産賃貸業	1,884	278,455	37.4	1,882	271,251	36.3
物品賃貸業	25	1,826	0.2	26	2,339	0.3
学術研究、専門・技術サービス業	362	9,819	1.3	383	10,185	1.3
宿泊業	40	8,055	1.0	41	8,903	1.1
飲食業	909	15,382	2.0	913	15,358	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	567	17,489	2.3	589	17,449	2.3
教育、学習支援業	79	3,875	0.5	88	4,796	0.6
医療、福祉	365	15,865	2.1	401	17,086	2.2
その他のサービス	826	29,780	4.0	868	33,493	4.4
地方公共団体	5	2,049	0.2	5	1,791	0.2
個人	7,915	86,247	11.6	7,526	80,001	10.7
合計	<b>17,324</b>	<b>743,058</b>	<b>100.0</b>	<b>17,216</b>	<b>747,934</b>	<b>100.0</b>

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



# 事業の状況

## 固定金利・変動金利の貸出金残高

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
貸出金	743,058	747,934
うち変動金利	475,642	475,339
うち固定金利	267,416	272,594

## 貸出金使途別残高

〔単位：百万円、%〕

	令和3年3月末		令和4年3月末	
	残高	構成比	残高	構成比
設備資金	457,670	61.5	456,150	60.9
運転資金	285,388	38.4	291,783	39.0
合計	743,058	100.0	747,934	100.0

## 貸出金の担保別内訳

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
当金庫預金積金	10,608	13,944
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	466,487	461,459
その他の	—	—
小計	477,095	475,403
信用保証協会・信用保険	162,548	166,767
保証	91,779	93,973
信用	11,635	11,790
合計	743,058	747,934

## 消費者ローン・住宅ローン残高

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
消費者ローン	3,585	3,329
住宅ローン	56,074	55,780
合計	59,659	59,109

## 会員・会員外貸出金残高

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
会員	725,441	730,689
会員外	17,617	17,245
合計	743,058	747,934

## 債務保証見返の担保別内訳

〔単位：百万円〕

	令和3年3月末	令和4年3月末
当金庫預金積金	3	3
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	274	310
その他の	—	—
小計	278	313
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	223	106
信用	53	42
合計	555	462

## 貸倒引当金内訳

〔単位：百万円〕

区分	令和2年度				令和3年度				
	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	期首残高	当期増加額	当期減少額	
			目的使用	その他				目的使用	その他
一般貸倒引当金	140	212	—	140	212	212	336	—	212
個別貸倒引当金	2,950	2,832	467	2,483	2,832	2,832	2,801	226	2,606
合計	3,090	3,045	467	2,623	3,045	3,045	3,138	226	2,818
									3,138

## 貸出金償却の額

〔単位：百万円〕

	令和2年度		令和3年度	
	貸出金償却額	—	—	—

## 預貸率

〔単位：百万円〕

	令和2年度		令和3年度	
	(A / B)	64.36%	(A / B)	63.24%
預貸率	期中平均	66.52%	66.52%	63.53%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。



## 有価証券に関する指標

### 商品有価証券平均残高

〔単位：百万円〕

	令和2年度	令和3年度
商品国債	52	24
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
合計	52	24

### 有価証券の残存期間別残高

〔単位：百万円〕

区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国債	令和2年度	42,367	20,283	—	—	28,025	29,211	—	119,887
	令和3年度	16,040	4,050	—	—	57,506	28,501	—	106,098
地方債	令和2年度	3,520	10,969	17,729	—	—	—	—	32,220
	令和3年度	4,820	13,457	10,240	—	—	—	—	28,518
社債	令和2年度	2,965	5,448	1,924	6,251	17,856	—	—	34,446
	令和3年度	3,882	2,767	3,564	5,047	21,231	—	—	36,492
株式	令和2年度	—	—	—	—	—	—	1,437	1,437
	令和3年度	—	—	—	—	—	—	1,313	1,313
外国証券	令和2年度	—	—	5,000	13,030	1,000	—	—	19,030
	令和3年度	—	—	12,000	1,000	—	—	—	13,000
その他の証券	令和2年度	—	338	—	—	—	—	8,381	8,719
	令和3年度	—	326	—	—	—	—	14,839	15,165

### 有価証券残高および平均残高

〔単位：百万円〕

	令和2年度		令和3年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	119,887	101,096	106,098	118,640
地方債	32,220	33,495	28,518	30,237
社債	34,446	32,857	36,492	34,624
株式	1,437	1,197	1,313	999
外国証券	19,030	19,345	13,000	17,697
その他の証券	8,719	7,338	15,165	9,105
合計	215,740	195,331	200,588	211,303

### 預証率

〔単位：百万円〕

	令和2年度	令和3年度
有価証券(期末残高)(A)	215,740	200,588
預金(期末残高)(B)	1,154,363	1,182,526
預証率(A/B)	18.68%	16.96%
期中平均	17.87%	18.18%

(注) 1. 預金には定期積金を含んでおります。

2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしておりません。



# 事業の状況

## 公共債引受額

該当する取引はありません。

## 公共債ディーリング実績（売買高）

該当する取引はありません。

## 国際業務に関する指標

### 外国為替取扱高

[単位：千米ドル、%]

	令和2年度		令和3年度	
	取 扱 高	構 成 比	取 扱 高	構 成 比
輸 出	4,660	25.1	1,779	10.9
輸 入	6,925	37.4	7,626	46.8
貿 易 外 受 取	3,365	18.1	3,646	22.3
貿 易 外 支 払	3,544	19.1	3,224	19.8
合 計	18,496	100.0	16,277	100.0

### 外貨建資産残高

[単位：千米ドル]

	令和3年3月末	令和4年3月末
外 貨 建 資 産 残 高	1,176	405

## 他の業務に関する指標

### 内国為替取扱実績

[単位：件、百万円]

	令和2年度		令和3年度	
	件 数	金 額	件 数	金 額
仕 向 為 替	送金、振込	1,124,469	797,730	1,084,263
	代金取立	4,513	5,437	4,236
被仕向為替	送金、振込	1,041,117	882,115	1,057,989
	代金取立	2,248	4,798	2,014

### 代理貸付の残高および構成比

[単位：百万円、%]

	令和3年3月末		令和4年3月末	
	残 高	構 成 比	残 高	構 成 比
信 金 中 央 金 庫	241	11.1	207	10.6
独立行政法人住宅金融支援機構	1,753	80.7	1,591	81.6
独立行政法人福祉医療機構	104	4.7	87	4.4
独立行政法人中小企業基盤整備機構	72	3.3	62	3.1
合 計	2,171	100.0	1,949	100.0



## 財産の状況に関する事項

### 信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

〔単位：百万円〕

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)		保全率 (b) / (a)	引当率 (d) / (a - c)
			担保・保証等によ る回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)		
破産更生債権及び これらに準ずる債権	令和2年度	4,751	4,751	2,691	2,059	100.00%
	令和3年度	4,503	4,503	2,806	1,697	100.00%
危険債権	令和2年度	13,600	11,763	10,990	772	86.49%
	令和3年度	17,647	15,023	13,919	1,104	85.13%
要管理債権	令和2年度	564	455	454	1	80.77%
	令和3年度	1,436	819	812	6	57.06%
三月以上 延滞債権	令和2年度	—	—	—	—	—
	令和3年度	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	令和2年度	564	455	454	1	80.77%
	令和3年度	1,436	819	812	6	57.06%
小計(A)	令和2年度	18,915	16,970	14,136	2,834	89.71%
	令和3年度	23,587	20,346	17,538	2,808	86.26%
正常債権(B)	令和2年度	725,608				
	令和3年度	725,790				
総与信残高 (A) + (B)	令和2年度	744,524				
	令和3年度	749,377				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができる可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d) には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外匯為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。



# 事業の状況

## 有価証券の時価情報等

### 有価証券の時価および評価損益

金融商品に関する会計基準の適用により、有価証券は保有目的別に「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式および関連会社株式」、「その他有価証券」の4種類に分類されます。

#### 1. 売買目的有価証券

[単位：百万円]

種類	令和3年3月末		令和4年3月末	
	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
商品国債	50	△2	—	—
合計	50	△2	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

#### 2. 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

	種類	令和3年3月末			令和4年3月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	2,030	2,354	324	1,000	1,007	7
	小計	2,030	2,354	324	1,000	1,007	7
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	17,000	16,736	△263	12,000	11,800	△199
	小計	17,000	16,736	△263	12,000	11,800	△199
合計		19,030	19,091	60	13,000	12,807	△192

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

#### 3. その他有価証券

[単位：百万円]

	種類	令和3年3月末			令和4年3月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	845	511	334	800	409	391
	債券	112,650	111,417	1,232	60,302	59,836	466
	国債	62,650	62,063	586	20,091	20,001	89
	地方債	32,220	31,699	521	28,518	28,199	318
	社債	17,779	17,655	124	11,693	11,635	57
	その他	9,039	5,813	3,226	13,546	10,403	3,143
	小計	122,535	117,742	4,792	74,650	70,649	4,001
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	404	459	△55	325	385	△59
	債券	73,903	74,739	△836	110,806	112,915	△2,109
	国債	57,236	57,925	△688	86,007	87,847	△1,840
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	16,666	16,814	△147	24,798	25,068	△269
	その他	93	109	△16	1,951	1,977	△26
	小計	74,401	75,309	△907	113,083	115,278	△2,194
合計		196,937	193,052	3,885	187,734	185,928	1,806

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記「その他」は投資信託、その他の証券および買入金銭債権です。

3. 市場価格のない株式等は本表には含めておりません。

#### 4. 市場価格のない株式等

[単位：百万円]

	令和3年3月末	令和4年3月末
子会社株式	30	30
非上場株式	156	156
信金中金出資金	3,655	3,655
合計	3,841	3,841



## 金銭の信託

該当する取引はありません。

## デリバティブ取引の状況

### 1. 通貨関連取引

[単位：百万円]

			令和3年3月末			令和4年3月末		
			契約額等	契約額等のうち 1年超のもの	時価	評価損益	契約額等	契約額等のうち 1年超のもの
店頭	為替予約	売建	38	6	40	△1	—	—
		買建	—	—	—	—	—	—
合計					40	△1		—

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定  
割引現在価値等により算定しております。

### 2. 金利関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジットデリバティブ取引

該当する取引はありません。

余裕資金は日銀、信金中金への預け入れや有価証券等で運用しております。

運用に当っては、ALM・リスク管理委員会（毎月開催）や市場資産運用方針会議（四半期開催）等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っております。また、保有証券の時価や格付は、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日次ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用を心がけております。

## 役職員の報酬体系

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

#### 【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 算出方法 c. 決定期と支払時期

#### (2) 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

[単位：百万円]

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	260

(注) 1. 対象役員に該当する理事は11名、監事は2名です（期中に退任した者を含む）。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」183百万円、「賞与」48百万円、「退職慰労金」29百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金分を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

#### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第4号および第6号に該当する事項はありません。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はおりません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。



# 連結決算

## 子会社に関する事項

### 株式会社東信ビルディング

所 在 地 東京都板橋区板橋 2-67-8

主要業務内容  
 ・不動産の賃貸、不動産の維持・管理  
 ・駐車場の経営および駐車場設備の管理  
 ・建物および附帯設備の清掃、管理  
 ・上記に付随または関連する業務

設立年月日 平成4年3月3日

資 本 金 3,000万円

当金庫出資比率 100%

## ○連結財務諸表の作成方針

### 1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社および子法人等 1社

会社名 株式会社東信ビルディング

(2) 非連結の子会社および子法人等

該当ありません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社および子法人等、  
 関連法人等 該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社および子法人等、  
 関連法人等 該当ありません。

### 3. 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社および子法人等の決算日は次のとおりであります。

3月末日 1社

### 4. のれんの償却に関する事項

該当ありません。

### 5. 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計年度において確定した剰余金処分に基づいて作成しております。

## 連結会計年度の事業概況

有価証券への再投資が難しい市場環境から有価証券利息配当金が減収となったものの、貸出金残高の増加に伴い貸出金利息が増収となったことにより、経常利益は前期比6億円増益の64億円となり、親会社株主に帰属する当期純利益についても前期比4億円増益の46億円となりました。

## 主要な連結経営指標の推移

[単位：百万円]

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	13,999	14,428	14,363	15,054	15,439
経 常 利 益	5,234	5,473	4,929	5,754	6,440
親会社株主に帰属する当期純利益	3,739	3,942	3,532	4,138	4,617
純 資 産 額	57,341	60,197	61,601	66,972	69,870
総 資 産 額	1,041,362	1,087,951	1,135,101	1,293,539	1,324,449
自 己 資 本 比 率	8.07%	8.17%	8.35%	9.20%	9.76%

## セグメント情報

### ○事業の種類別セグメント情報

連結会社は信用金庫業務以外に不動産業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

## 連結信用金庫法開示債権（リスク管理債権）

[単位：百万円]

区 分	令和2年度	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	4,751	4,503
危 険 債 権	13,600	17,647
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	564	1,436
小 計 (A)	18,915	23,587
正 常 債 権 (B)	724,834	725,046
総与信残高 (A) + (B)	<b>743,750</b>	<b>748,633</b>

(注) 連結ベースの保全状況は単体ベースとの差額において重要性が乏しいため、省略しています。



## 連結貸借対照表

## 資産

〔単位：百万円〕

科 目	令和3年3月末	令和4年3月末
( 資 産 の 部 )		
現 金 及 び 預 け 金	308,161	349,541
買 入 手 形 及 び コール ロ ン	1,004	1,004
買 入 金 錢 債 権	414	332
商 品 有 価 証 券	50	—
有 価 証 券	215,710	200,558
貸 出 金	742,284	747,190
外 国 為 替	116	34
そ の 他 資 産	5,825	5,840
有 形 固 定 資 産	20,943	20,980
建 物	2,651	2,513
土 地	17,620	17,620
リ ー ス 資 産	369	527
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	303	320
無 形 固 定 資 産	109	171
ソ フ ト ウ ェ ア	3	68
リ ー ス 資 産	76	73
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	28	28
繰 延 税 金 資 産	1,408	1,470
債 務 保 証 見 返	555	462
貸 倒 引 当 金	△ 3,045	△ 3,138
資 産 の 部 合 計	1,293,539	1,324,449

## 負債及び純資産

〔単位：百万円〕

科 目	令和3年3月末	令和4年3月末
( 負 債 の 部 )		
預 金 積 金	1,154,300	1,182,453
借 用 金	60,000	60,000
外 国 為 替	2	5
そ の 他 負 債	3,753	3,644
賞 与 引 当 金	516	516
退 職 給 付 に 係 る 負 債	3,650	3,805
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	309	304
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	197	127
偶 発 損 失 引 当 金	106	88
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	3,173	3,173
債 務 保 証	555	462
負 債 の 部 合 計	1,226,567	1,254,579
( 純 資 産 の 部 )		
出 資 金	6,221	6,185
利 益 剰 余 金	50,541	54,974
処 分 未 濟 持 分	△ 33	△ 32
会 員 勘 定 合 計	56,730	61,127
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,801	1,302
土 地 再 評 価 差 額 金	7,440	7,440
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	10,241	8,743
純 資 産 の 部 合 計	66,972	69,870
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	1,293,539	1,324,449

## 連結損益計算書

〔単位：千円〕

科 目	令和2年度	令和3年度
経 常 収 益	15,054,799	15,439,211
資 金 運 用 収 益	13,516,216	13,590,914
貸 出 金 利 息	11,840,102	12,000,874
預 け 金 利 息	186,193	186,564
買 入 手 形 利 息 及 び コール ロ ン 利 息	5,012	5,002
有 価 証 券 利 息 配 当 金	1,391,907	1,306,054
そ の 他 の 受 入 利 息	93,000	92,418
役 務 取 引 等 収 益	872,408	860,211
そ の 他 業 務 収 益	51,332	790,916
そ の 他 経 常 収 益	614,842	197,169
償 却 債 権 取 立 益	13,001	4,354
そ の 他 の 経 常 収 益	601,841	192,815
経 常 費 用	9,300,307	8,998,615
資 金 調 達 費 用	297,323	250,663
預 金 利 息	292,112	246,731
給 付 補 填 備 金 繰 入 額	4,613	3,378
そ の 他 の 支 払 利 息	597	554
役 務 取 引 等 費 用	422,211	391,778
そ の 他 業 務 費 用	65,990	71,286
経 常 費 用	8,072,902	7,908,009
そ の 他 経 常 費 用	441,879	376,876
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	421,502	319,528
そ の 他 の 経 常 費 用	20,376	57,348
経 常 利 益	5,754,492	6,440,595

科 目	令和2年度	令和3年度
特 別 損 失	19,827	476
固 定 資 産 処 分 損	19,827	476
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	5,734,665	6,440,119
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,538,030	1,304,216
法 人 税 等 調 整 額	58,000	518,000
法 人 税 等 合 計	1,596,030	1,822,216
当 期 純 利 益	4,138,634	4,617,902
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,138,634	4,617,902

連結損益計算書の注記（令和3年度）

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 373円13銭

## 連結剰余金計算書

〔単位：千円〕

科 目	令和2年度	令和3年度
( 利 益 剰 余 金 の 部 )		
利 益 剰 余 金 期 首 残 高	46,838,230	50,541,944
利 益 剰 余 金 增 加 高	4,138,634	4,617,902
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	4,138,634	4,617,902
利 益 剰 余 金 減 少 高	434,920	185,832
配 当 金	186,583	185,832
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	248,336	—
利 益 剰 余 金 期 末 残 高	50,541,944	54,974,014



# 連結決算

連結貸借対照表の注記（令和4年3月末）

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のある株式については時価法、株式以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 当金庫の有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
  - ・建物 19年～50年
  - ・その他 2年～20年連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法（ただし、平成19年4月1日以後に取得した建物並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法）により償却しております。
6. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。  
なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
7. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。  
なお、残存価額については零としております。
8. 当金庫の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 当金庫の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和2年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部の協力の下にリスク管理部が資産査定を実施しております。
10. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。  
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。  
当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。  
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
  - ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930 百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887 百万円
差引額	△ 84,957 百万円
  - ② 制度全体に占める当金庫の掛け出し割合（令和3年3月分） 0.3132%
  - ③ 補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛け金62百万円を費用処理しております。  
なお、特別掛け金の額は、予め定められた掛け率を掛け出し時の標準掛けの額に乘じることで算定されたため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく連結会計年度末を支給額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

15. 当金庫並びに連結される子会社の消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

16. 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 3,138 百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として9.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、前連結会計年度末において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は1年程度継続するとの想定を置いておりましたが、国内外における感染の状況、ワクチンの普及状況等を踏まえ、当連結会計年度末においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響はさらに1年程度継続するとの想定をしております。当該想定に基づき、特に当金庫の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いています。  
なお、個別貸出先の債務者区分の判定に用いた仮定および、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や貸出先の信用リスクへの影響に関する仮定は不確実であり、これらが変化した場合には、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

17. 当金庫の理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 863 百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 16,038 百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 226 百万円

20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貯貸契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4,503 百万円

危険債権額 17,647 百万円

三月以上延滞債権額 - 百万円

貸出条件緩和債権額 1,436 百万円

合計額 23,587 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引は、日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は2,404百万円であります。

22. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

・担保に供している資産

有価証券 70,849 百万円

・担保資産に応する債務

預金 2,076 百万円

借用金 60,000 百万円

上記のほか、内国為替決済、外為円決済等の取引の担保として、預け金23,210百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金163百万円及び敷金199百万円が含まれております。

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した買入外国為替の額面金額は2百万円であります。

23. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当金庫の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価を行った年月日 平成10年3月31日

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて（元価格補正、側方路線影響加算等）合理的な調整を行って算定しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は274百万円であります。

24. 出資1口当たりの純資産額 5,677円 72銭

## 25. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。運用に当っては、ALM・リスク管理委員会（毎月開催）や市場資産運用方針会議（四半期開催）等において、安全性、流動性、収益性の観点から総合的な検討を行い、その結果に基づき適正に管理・運用を行っております。また、保有証券の時価や格付けは、市場関連リスクの管理を担当する部署によって日次ベースでモニタリングするなど、安全な資産の運用に心がけております。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### ① 信用リスクの管理

当金庫グループは、信用リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による審査委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、国際資金証券部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

#### ② 市場リスクの管理

##### (i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理办法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

##### (ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

##### (iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、市場資産運用方針会議の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従い行われております。このうち、国際資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会及びALM・リスク管理委員会において定期的に報告されております。

##### (iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、余裕資金運用基準に基づき実施されております。

##### (v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループでは、金融資産のうち「預け金」、「買入金銭債権」、「商品有価証券」、「有価証券（時価を把握することが極めて困難と認められるものを除く）」、「貸出金」及び金融負債のうち「預金積金」、「借用金」の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当金庫グループのVaRは分散共分散法（保有期間6ヶ月、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和4年3月31日現在で当金庫グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で4,931百万円です。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループは、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

## 26. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません。（注2）参照）。また、コールローン、外国為替（資産・負債）は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

〔単位：百万円〕

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	339,970	340,095	125
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,000	12,807	△ 192
その他有価証券	187,402	187,402	—
(3) 貸出金（＊1）	747,190		
貸倒引当金（＊2）	△ 3,138		
	744,051	748,269	4,217
金融資産計	1,284,423	1,288,574	4,150
(1) 預金積金	1,182,453	1,182,559	106
(2) 借用金	60,000	60,000	—
金融負債計	1,242,453	1,242,559	106

（＊1）貸出金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

（＊2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

### （注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

#### 金融資産

##### （1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

##### （2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

##### （3）貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、連結貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

② ①以外の貸出金については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利（LIBOR、円金利スワップレート）で割り引いた価額

#### 金融負債

##### （1）預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

##### （2）借用金

借用金は、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（注2）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。金融商品の時価情報には含まれておりません。

〔単位：百万円〕

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（＊1）	156
信金中金出資金（＊1）	3,655
合計	3,811

（＊1）非上場株式及び信金中金出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。



# 連結決算

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

[単位：百万円]

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	274,760	65,210	—	—
有価証券				
満期保有目的の債券	—	12,000	1,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	24,670	34,002	84,535	30,000
貸出金（＊）	108,121	213,436	154,472	262,093
合 計	407,551	324,648	240,007	292,093

(＊) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定期間が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) その他の有利子負債の連結決算日後の返済予定期間

[単位：百万円]

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（＊）	1,134,134	48,146	—	171
借用金	17,000	43,000	—	—
合 計	1,151,134	91,146	—	171

(＊) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めて開示しております。

27. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 29.まで同様であります。

## 満期保有目的の債券

[単位：百万円]

	種類	連結貸借対照表上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表上額を超えるもの	その他	1,000	1,007	7
	小計	1,000	1,007	7
時価が連結貸借対照表上額を超えないもの	その他	12,000	11,800	△199
	外国証券	12,000	11,800	△199
	小計	12,000	11,800	△199
合 計		13,000	12,807	△192

## その他有価証券

[単位：百万円]

	種類	連結貸借対照表上額	取得原価	差額
連続貸借対照表上額が取得原価を超えるもの	株式	800	409	391
	債券	60,302	59,836	466
	国債	20,091	20,001	89
	地方債	28,518	28,199	318
	社債	11,693	11,635	57
	その他	13,546	10,403	3,143
	小計	74,650	70,649	4,001
連続貸借対照表上額が取得原価を超えないもの	株式	325	385	△59
	債券	110,806	112,915	△2,109
	国債	86,007	87,847	△1,840
	地方債	—	—	—
	社債	24,798	25,068	△269
	その他	1,951	1,977	△26
	小計	113,083	115,278	△2,194
合 計		187,734	185,928	1,806

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

[単位：百万円]

	売却原価	売却額	売却損益
その他	6,030	6,725	694
合 計	6,030	6,725	694

売却の理由は、参照金利（LIBOR）が公表停止となり、一部債券の後継金利の設定が困難であったためであります。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

[単位：百万円]

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	307	49	9
合 計	307	49	9

30. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、お客様からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、9,112百万円であります。このうち、契約残存期間が1年以内のものが5,258百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。

また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も半年毎に予め定めている金庫内手続に基づきお客様の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

31. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（令和2年3月31日）に基づく契約負債の金額は、他の負債と区分表示しておりません。その他負債のうち前受収益に含まれる契約負債の金額は11百万円であります。

32. 会計方針の変更

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当連結会計年度の期首残高へ与える影響はありません。また、当該会計基準等の適用により当連結会計年度の損益及び出資1口当たり情報に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号令和元年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

33. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正（令和2年1月24日内閣府令第3号）が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

# 自己資本の充実の状況

## バーゼルⅢについて

平成 25 年度（平成 26 年 3 月末）から、新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の国内基準に基づき、自己資本比率を算出しております。バーゼルⅢの国内基準では、これまで「基本的項目」、「補完的項目」と 2 階建てになっていた自己資本が、「コア資本」に統一されたうえで、コア資本の要件が厳格化されました。加えて、調整項目（コア資本から控除する項目）が拡大され、繰延税金資産や無形固定資産など損失吸収力が乏しい資産などが新たに調整項目になりました。

バーゼルⅢの構成は、第 1 の柱（最低所要自己資本比率）、第 2 の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）、第 3 の柱（市場規律）からなっております。本項では、第 3 の柱（市場規律）に基づき、「自己資本の充実の状況」について開示いたします。

## 当金庫の自己資本の充実の状況等について

### I. 単体における事業年度の開示事項

#### 1. 定性的な開示事項

##### (1) 自己資本調達手段の概要

自己資本の調達手段としては、令和 3 年度末の自己資本額のうち、当金庫が毎期の利益を積み立てているもの以外では、お客さまからお預りしている普通出資金が該当いたします。

##### (2) 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、自己資本比率は国内基準である 4% を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫の自己資本は、優先出資等による資本支援や、劣後ローン等の負債性資本を一切受入れていない正味の自己資本です。

なお、自己資本は、業務推進を通じて計上いたします毎期の利益を積上げることにより、確実な増加に努めております。

##### (3) 信用リスクに関する事項

###### ① リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、与信業務の普遍的かつ基本的な理念・指針・クレジットポリシー等を明示した「信用リスク管理規程」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しております。また、信用リスクポートフォリオ分析等に的確に対応するため、「総合信用リスク管理システム」による信用リスク管理の高度化に努めております。

信用コストである貸倒引当金に関しましては、「自己査定基準」および「償却および引当基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先につきましては、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率を乗じて算出してあります。また、個別貸倒引当金に関しましては、破綻懸念先は優良担保等回収可能見込額を除いた未保全額に対して貸倒実績率を乗じる等により算出した額を、実質破綻先および破綻先につきましては、回収可能見込額を除いた残額全てをそれぞれ引当計上しております。

なお、算出結果につきましては、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

###### ② リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の 4 つの機関を採用しております。

なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター（R&I）
- 株式会社日本格付研究所（JCR）
- ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（Moody's）
- S&P グローバル・レーティング（S&P）

##### (4) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫は、担保または保証に過度に依存しない融資の採上げに徹しております。なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分なご説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくななど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続については、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等および「担保・保証評価基準」等により、適切な事務取り扱いおよび適正な評価を行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証、外国為替取引に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」等や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、バーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には、適格金融資産担保として現金、自金庫預金、国債等、保証として国、地方公共団体等、その他未担保預金等が該当いたします。

また、信用リスク削減手法の適用は、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されております。

##### (5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、お客さまの外国為替等に係るリスクヘッジにお応えすること、また、当金庫の市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っております。

派生商品取引には、市場の変動により損失を被る可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を被る可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により被るリスクと保有する資産・負債が被るリスクが相殺されるような形で管理をしております。

また、信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。



# 自己資本の充実の状況

## (6) 証券化エクスポートに関する事項

### ① リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを、優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポートに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポートとは証券化取引に係るエクスポートをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環として、投資家としての立場で証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポートについては、信用リスクおよび市場リスクが内包されておりますが、投資方針の中で定める「余裕資金運用規程」に基づき、一定の信用力を有するものに限って投資対象とするなど、適正な運用・管理を行っております。

### ② 体制の整備および運用状況の概要

証券化エクスポートへの投資判断については、市場環境、証券化エクスポートおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が、投資期間を通じて継続的にまたは適時に入手可能であることを市場担当部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク管理部門の検証を経て、市場資産運用方針会議等で協議のうえ、担当役員の決裁により最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポートについては、市場担当部門において当該証券化エクスポートおよびその裏付資産に係る情報を証券会社等から定期的および適時に収集し、必要に応じて個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

### ③ 証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポートの信用リスク・アセットの額を算出しております。

### ④ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産および金融負債の発生および消滅の認識、その評価および会計処理については、企業会計基準委員会の「金融商品に関する会計基準」、当金庫が定める「経理事務取扱規程」、「時価の算定基準」等に則った、適切な処理を行っております。

### ⑤ 証券化エクスポートの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4機関を採用しております。

なお、証券化エクスポートの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

●株式会社格付投資情報センター（R&I）

●株式会社日本格付研究所（JCR）

●ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク（Moody's）

●S&P グローバル・レーティング（S&P）

## (7) オペレーション・リスクに関する事項

### ① リスク管理の方針および手続の概要（詳しくは4～5頁をご覧ください。）

当金庫は、オペレーション・リスクにおける、事務リスク、システムリスク、その他のリスクについて、それぞれリスク管理規程を制定し、管理体制や管理方法を定め、対応いたしております。

また、これらのリスクに関しましては、ALM・リスク管理委員会をはじめ、各種委員会にて定期的に協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤役員会等において経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

### ② オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

## (8) 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポートまたは株式等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続の概要

銀行勘定における出資金等または株式エクスポートにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社株式、政策投資株式、上場優先出資証券、投資信託等が該当いたします。

上場株式、上場優先出資証券、投資信託等にかかるリスクについては、時価評価および一定のストレス的な株価等の下落を想定し、これにより発生する損失額を試算するとともに、運用状況等を、ALM・リスク管理委員会、市場資産運用方針会議に諮り投資環境の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」等に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

## (9) 銀行勘定における金利リスクに関する事項

### ① リスク管理の方針および手続の概要

#### (i) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を金利リスクの管理対象として、重要性を踏まえて、ALMによって金利の変動リスクを計測・管理しております。ALMに関する規則および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM・リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的にはリスク管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、理事会に報告しております。

#### (ii) リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、金利リスクとしてVaR（バリュー・アット・リスク）や銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）の△EVE（注1）、△NII（注2）を計測し管理しております。

統合リスク管理では、VaRで計測される金利リスク量が、信用リスク量やその他のリスク量と共にリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

#### (iii) 金利リスク計測の頻度

VaRは月次、IRRBB（△EVE、△NII）は四半期の頻度にて計測しております。



## ②金利リスクの算定手法の概要

- (i) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE、△NII および当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項
- イ. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期  
流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.25 年です。
  - ロ. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は 2.5 年です。
  - ハ. 流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提  
流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - 二. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済および定期預金の早期解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
  - ホ. 複数の通貨の集計方法およびその前提  
当金庫では IRRBB の算出にあたり、通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づきキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しております。
  - ヘ. スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等）  
当金庫では IRRBB の算出にあたり、リスクフリーレートの金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一と見なしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮しておりません。
  - ト. 内部モデルの使用等、△EVE、△NII に重大な影響を及ぼすその他の前提  
該当事項はありません。
  - チ. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
令和 4 年 3 月末の△EVE で計測した金利リスク量は、期間 7 年超の有価証券残高が増加したことを主な要因として、前年度比増加しております。  
△NII で計測した金利リスク量は、金利満期 6 カ月以内の有価証券残高が増加したことを主な要因として、前年度比増加しております。
  - リ. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当金庫の自己資本に対する△EVE の割合は 20% を上回っておりますが、金利リスク顕在化時でも最低所要自己資本額以上を維持するものであり、金利リスク管理上許容可能な水準と認識しております。
- (ii) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレス・テスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE、△NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項
- イ. 金利ショックに関する説明  
当金庫では、△EVE、△NII 以外の金利リスク計測は主として VaR（バリュー・アット・リスク）を用いており、VaR の算出にあたっては、過去 5 年間の金利データから算出した想定最大変化幅を金利ショックとして使用しております。
  - ロ. 金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE、△NII と大きく異なる点）  
統合リスク管理では、VaR で計測される金利リスク量が、信用リスク量やその他のリスク量と共にリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。  
Var については、金利変動が正規分布にしたがうと仮定する「分散共分散法」を採用し、保有期間 6 カ月、信頼区間 99%、観測期間 5 年とし算出しております。  
ただし、VaR は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での金利リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。



# 自己資本の充実の状況

## 2. 自己資本の構成に関する事項

[単位：百万円]

項目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	57,133	61,515
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,221	6,185
うち、利益剰余金の額	51,129	55,546
うち、外部流出予定額 (△)	185	185
うち、上記以外に該当するものの額	△ 32	△ 32
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	319	424
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	319	424
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,432	955
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	58,885	62,895
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	78	124
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	78	124
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	78	124
<b>自己資本</b>		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	58,806	62,770
<b>リスク・アセット等 (3)</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	608,075	612,133
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	9,188	9,188
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	10,613	10,613
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,820	25,691
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	632,895	637,824
<b>自己資本比率</b>		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	9.29%	9.84%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。



## 3. 定量的な開示事項（単体）

## (1) 自己資本の充実度に関する事項

〔単位：百万円〕

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	608,075	24,323	612,133	24,485
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	594,455	23,778	592,222	23,688
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	9	0	3	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,671	1,546	35,317	1,412
法人等向け	286,927	11,477	291,465	11,658
中小企業等向け及び個人向け	46,242	1,849	44,266	1,770
抵当権付住宅ローン	27,565	1,102	27,186	1,087
不動産取得等事業向け	53,702	2,148	61,093	2,443
三月以上延滞等	1,124	44	1,075	43
取立未済手形	51	2	83	3
信用保証協会等による保証付	12,876	515	13,102	524
出資等	1,419	56	1,242	49
出資等のエクスポージャー	1,419	56	1,242	49
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	125,814	5,032	117,334	4,693
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	3,869	154	3,869	154
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	119,569	4,782	111,089	4,443
②証券化エクspoージャー	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
証券化 非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	4,411	176	10,700	428
ルック・スルー方式	4,411	176	10,700	428
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	10,613	424	10,613	424
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	20	0	21	0
⑦中央清算機関連エクspoージャー	—	—	—	—
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,820	992	25,691	1,027
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+口)	632,895	25,315	637,824	25,512

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%
2. 「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「地方公共団体金融機関向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーションナル・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%



# 自己資本の充実の状況

## (2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートレーニングおよび証券化エクスポートレーニングを除く)

### ① 信用リスクに関するエクスポートレーニングおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

[単位：百万円]

エクスポートレーニング区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポートレーニング期末残高								三月以上延滞 エクスポートレーニング	
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引					
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度		
国内	1,253,659	1,286,033	741,075	745,855	186,363	172,863	0	—	876	847
国外	19,054	13,024	—	—	19,054	13,024	—	—	—	—
<b>地域別合計</b>	<b>1,272,714</b>	<b>1,299,058</b>	<b>741,075</b>	<b>745,855</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>
製造業	48,081	50,983	30,634	30,877	16,713	19,515	0	—	71	57
農業、林業	9	7	9	7	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
建設業	61,358	65,346	59,741	63,929	1,601	1,401	—	—	285	211
電気・ガス・熱供給・水道業	1,155	1,124	524	493	600	600	—	—	—	—
情報通信業	7,157	6,999	5,780	5,701	900	900	—	—	0	0
運輸業、郵便業	19,460	19,251	17,076	16,692	2,302	2,502	—	—	0	0
卸売業、小売業	49,018	49,721	46,988	47,493	2,002	2,200	0	—	121	3
金融業、保険業	335,332	370,504	6,372	6,203	24,789	18,825	—	—	60	67
不動産業	393,948	392,115	392,707	391,274	901	500	—	—	196	369
物品賃貸業	1,833	2,345	1,828	2,340	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	7,386	7,662	7,386	7,662	—	—	—	—	0	0
宿泊業	8,018	8,850	8,015	8,848	—	—	—	—	—	—
飲食業	16,535	16,313	16,535	16,313	—	—	—	—	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	18,132	18,024	18,132	18,024	—	—	—	—	—	9
教育、学習支援業	3,887	4,803	3,887	4,803	—	—	—	—	7	7
医療、福祉	17,183	18,465	17,183	18,465	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	38,154	40,105	34,577	36,969	3,546	3,115	0	—	16	15
国・地方公共団体等	154,490	138,462	2,630	2,337	151,859	136,125	—	—	—	—
個人	70,637	66,937	70,637	66,937	—	—	—	—	115	104
その他	20,734	20,832	426	479	—	—	—	—	—	—
<b>業種別合計</b>	<b>1,272,714</b>	<b>1,299,058</b>	<b>741,075</b>	<b>745,855</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>
1年以下	200,848	180,765	60,559	64,546	48,576	24,675	0	—	—	—
1年超3年以下	137,497	127,182	38,256	41,907	36,204	20,006	—	—	—	—
3年超5年以下	61,006	65,756	36,646	40,030	24,313	25,697	—	—	—	—
5年超7年以下	56,219	45,692	36,564	39,285	19,287	6,102	—	—	—	—
7年超10年以下	167,557	199,173	120,523	119,718	47,034	79,455	—	—	—	—
10年超	477,042	468,984	447,040	439,033	30,002	29,951	—	—	—	—
期間の定めのないもの	172,542	211,502	1,483	1,334	—	—	—	—	—	—
<b>残存期間別合計</b>	<b>1,272,714</b>	<b>1,299,058</b>	<b>741,075</b>	<b>745,855</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いてあります。

2. 「三月以上延滞エクスポートレーニング」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートレーニングのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポートレーニングで、現金、令和2年度9,406百万円、令和3年度9,569百万円を含みます。

4. エクスポートレーニングの残高合計と貸借対照表の資産合計は、残高の定義が異なるため一致いたしません。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポートレーニングは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

〔単位：百万円〕

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和2年度	140	212	—	140	212
	令和3年度	212	336	—	212	336
個別貸倒引当金	令和2年度	2,950	2,832	467	2,483	2,832
	令和3年度	2,832	2,801	226	2,606	2,801
合 計	令和2年度	3,090	3,045	467	2,623	3,045
	令和3年度	3,045	3,138	226	2,818	3,138

(注) 当金庫では、自己資本比率算定に当たり、偶発損失引当金・投資損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

## ③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

〔単位：百万円〕

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
製造業	227	402	177	5	—	—	2	3	402	404	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	511	289	55	35	222	50	55	62	289	212	222	50
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	49	49	—	—	—	—	0	0	49	49	—	—
運輸業、郵便業	—	7	7	0	—	—	—	—	7	8	—	—
卸売業、小売業	431	425	105	—	102	36	8	106	425	283	102	36
金融業、保険業	2	2	—	294	—	—	0	0	2	296	—	—
不動産業	971	797	33	30	125	—	82	37	797	790	125	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	3	66	63	—	—	—	—	10	66	55	—	—
宿泊業	—	43	43	16	—	—	—	—	43	60	—	—
飲食業	6	7	0	—	—	—	0	1	7	5	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	103	111	10	13	—	12	2	70	111	41	—	12
教育、学習支援業	44	44	—	—	—	—	—	—	44	44	—	—
医療、福祉	2	1	—	—	—	—	1	0	1	1	—	—
その他のサービス	378	378	3	180	—	—	3	69	378	489	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	215	203	14	1	17	127	9	21	203	55	17	127
合計	2,950	2,832	516	578	467	226	166	383	2,832	2,801	467	226

(注) 1. 貸出金償却額には個別貸倒引当金の目的使用による取崩額、令和2年度467百万円、令和3年度226百万円を含みます。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

〔単位：百万円〕

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	令和2年度		令和3年度	
	エクspoージャーの額		エクspoージャーの額	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	17,333	282,572	17,079	318,642
10%	591	128,166	534	130,322
20%	195,222	4,295	178,687	4,119
35%	—	79,616	—	78,506
50%	21,419	74	24,322	28
75%	—	73,526	—	72,054
100%	2,266	465,969	2,687	471,529
150%	1,032	627	—	543
250%	—	—	—	—
合計	237,866	1,034,848	223,310	1,075,747

(注) 1. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

2. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。



# 自己資本の充実の状況

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー

[単位：百万円]

ポートフォリオ 信用リスク削減手法	令和2年度			令和3年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポートージャー	23,351	11,159	—	26,993	11,599	—
①政府関係機関向け	—	481	—	—	390	—
②金融機関向け	12,550	—	—	13,203	—	—
③法人等向け	5,214	44	—	7,191	174	—
④中小企業等・個人向け	4,429	9,854	—	5,281	10,019	—
⑤抵当権付住宅ローン	86	—	—	81	—	—
⑥不動産取得等事業向け	80	22	—	216	19	—
⑦三月以上延滞等	—	12	—	—	12	—
⑧その他の	990	743	—	1,020	983	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

## (4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### ①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額

[単位：百万円]

	令和2年度	令和3年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポートージャー方式	カレント・エクスポートージャー方式
グロス再構築コストの額	0	—
グロス再構築コストの額およびグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	0	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

### ②担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

### ③長期決済期間取引は該当ありません。

## (5) 証券化エクスポートージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## (6) 出資等エクスポートージャーに関する事項

### ①貸借対照表計上額および時価等

[単位：百万円]

区分	令和2年度		令和3年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,594	1,594	1,688	1,688
非上場株式等	時価あり	211	211	—
	時価なし	3,814	—	3,814
合計	5,621	1,806	5,503	1,688

(注) 市場価格がない非上場株式等については、時価を表示しておりません。



②子会社株式および関連会社株式の貸借対照表計上額等  
〔単位：百万円〕

区分	貸借対照表 計上額	時価	差額		〔単位：百万円〕
			うち益	うち損	
子会社株式	令和2年度	30	—	—	—
	令和3年度	30	—	—	—

③出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額  
〔単位：百万円〕

区分	売却額			〔単位：百万円〕
		売却益	売却損	
出資等エクspoージャー	令和2年度	3,917	162	—
	令和3年度	258	49	9

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

〔単位：百万円〕

	令和2年度	令和3年度
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	5,516	12,760
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（250%）を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式（400%）を適用するエクspoージャー	—	—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクspoージャー	—	—

## (8) 金利リスクに関する事項

〔単位：百万円〕

IRRBB 1 : 金利リスク					
項目番号	説明	イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	14,104	13,208	△ 559	△ 745
2	下方パラレルシフト	0	0	52	38
3	スティープ化	11,358	9,944		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	14,104	13,208	52	38
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
		62,770		58,806	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



# 自己資本の充実の状況

## II. 連結における事業年度の開示事項

### 1. 定性的な開示事項（連結）

#### (1) 連結の範囲に関する事項

当金庫は、連結財務諸表規則第5条第2項の規定を適用する金融子会社（資産、売上高等からみて、連結の範囲から除いてもその企業集団の財務状態および経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しいものとして、連結の範囲から除いている金融子会社）はありません。

当金庫の連結財務諸表の対象会社（株式会社東信ビルディング）と、連結自己資本比率算定上の対象会社は相違いたしません。

#### (2) 連結グループにおける定性的な開示事項

連結グループにおける自己資本の充実の状況に係る定性的開示事項につきましては、単体に準じて管理しておりますので、単体開示事項をご参照ください。

### 2. 自己資本の構成に関する事項

[単位：百万円]

項目	令和2年度	令和3年度
<b>コア資本に係る基礎項目（1）</b>		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	56,545	60,942
うち、出資金及び資本剰余金の額	6,221	6,185
うち、利益剰余金の額	50,541	54,974
うち、外部流出予定額（△）	185	184
うち、上記以外に該当するものの額	△ 33	△ 32
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	319	424
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	319	424
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,432	955
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	58,297	62,322
<b>コア資本に係る調整項目（2）</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	79	124
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	79	124
線延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、線延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（口）	79	124
<b>自己資本</b>		
自己資本の額（（イ）－（口））	（ハ）	58,218
62,197		
<b>リスク・アセット等（3）</b>		
信用リスク・アセットの額の合計額	607,468	611,530
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	9,188	9,188
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,425	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	10,613	10,613
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,729	25,602
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（二）	632,198	637,133
<b>連結自己資本比率</b>		
連結自己資本比率（（ハ）／（二））	9.20%	9.76%

（注）自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しております。  
なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。



### 3. 定量的な開示事項

#### (1) 自己資本の充実度に関する事項

〔単位：百万円〕

	令和2年度		令和3年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	607,468	24,298	611,530	24,461
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	593,848	23,753	591,620	23,664
地方公共団体金融機関向け	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	9	0	3	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	38,671	1,546	35,317	1,412
法人等向け	286,153	11,446	290,721	11,628
中小企業等向け及び個人向け	46,242	1,849	44,266	1,770
抵当権付住宅ローン	27,565	1,102	27,186	1,087
不動産取得等事業向け	53,702	2,148	61,093	2,443
三月以上延滞等	1,124	44	1,075	43
取立未済手形	51	2	83	3
信用保証協会等による保証付	12,876	515	13,102	524
出資等	1,419	56	1,242	49
出資等のエクスポート	1,419	56	1,242	49
重要な出資のエクスポート	—	—	—	—
上記以外	125,981	5,039	117,476	4,699
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	3,869	154	3,869	154
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	—	—
上記以外のエクスポート	119,736	4,789	111,231	4,449
②証券化エクスポート	—	—	—	—
証券化 STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	4,411	176	10,700	428
ルック・スルー方式	4,411	176	10,700	428
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1250%）	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	10,613	424	10,613	424
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,425	△ 57	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	20	0	21	0
⑦中央清算機関連エクスポート	—	—	—	—
口. オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,729	989	25,602	1,024
ハ. 連結総所要自己資本額（イ+口）	632,198	25,287	637,133	25,485

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポート」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートおよび「地方公共団体金融機関向け」から「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算定しております。

〈オペレーション・リスク相当額（基礎的手法）の算定方法〉

粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%  
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 連結総所要自己資本額＝連結自己資本比率の分母の額×4%



# 自己資本の充実の状況

## (2) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)

### ① 信用リスクに関するエクspoージャーおよび主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

[単位：百万円]

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
国 内	1,253,053	1,285,432	740,301	745,111	186,363	172,863	0	—	876	847
国 外	19,054	13,024	—	—	19,054	13,024	—	—	—	—
<b>地 域 別 合 計</b>	<b>1,272,108</b>	<b>1,298,457</b>	<b>740,301</b>	<b>745,111</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>
製 造 業	48,081	50,983	30,634	30,877	16,713	19,515	0	—	71	57
農 業、林 業	9	7	9	7	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	200	200	—	—	200	200	—	—	—	—
建 設 業	61,358	65,346	59,741	63,929	1,601	1,401	—	—	285	211
電気・ガス・熱供給・水道業	1,155	1,124	524	493	600	600	—	—	—	—
情 報 通 信 業	7,157	6,999	5,780	5,701	900	900	—	—	0	0
運 輸 業、郵 便 業	19,460	19,251	17,076	16,692	2,302	2,502	—	—	0	0
卸 売 業、小 売 業	49,018	49,721	46,988	47,493	2,002	2,200	0	—	121	3
金 融 業、保 険 業	335,333	370,506	6,372	6,203	24,789	18,825	—	—	60	67
不 動 産 業	393,174	391,371	391,933	390,530	901	500	—	—	196	369
物 品 賃 貸 業	1,833	2,345	1,828	2,340	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	7,386	7,662	7,386	7,662	—	—	—	—	0	0
宿 泊 業	8,018	8,850	8,015	8,848	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	16,535	16,313	16,535	16,313	—	—	—	—	0	0
生活関連サービス業、娯楽業	18,132	18,024	18,132	18,024	—	—	—	—	—	9
教 育、学 習 支 援 業	3,887	4,803	3,887	4,803	—	—	—	—	7	7
医 療、福 祉	17,183	18,465	17,183	18,465	—	—	—	—	—	—
そ の 他	38,154	40,105	34,577	36,969	3,546	3,115	0	—	16	15
国・地方公共団体等	154,490	138,462	2,630	2,337	151,859	136,125	—	—	—	—
個 人	70,637	66,937	70,637	66,937	—	—	—	—	115	104
そ の 他	20,901	20,973	426	479	—	—	—	—	—	—
<b>業 種 別 合 計</b>	<b>1,272,108</b>	<b>1,298,457</b>	<b>740,301</b>	<b>745,111</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>
1 年 以 下	200,850	180,767	60,559	64,546	48,576	24,675	0	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	137,497	127,182	38,256	41,907	36,204	20,006	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	61,006	65,756	36,646	40,030	24,313	25,697	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	56,219	45,692	36,564	39,285	19,287	6,102	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	167,557	199,173	120,523	119,718	47,034	79,455	—	—	—	—
10 年 以 上	476,268	468,240	446,266	438,289	30,002	29,951	—	—	—	—
期間の定めのないもの	172,708	211,643	1,483	1,334	—	—	—	—	—	—
<b>残 存 期 間 別 合 計</b>	<b>1,272,108</b>	<b>1,298,457</b>	<b>740,301</b>	<b>745,111</b>	<b>205,418</b>	<b>185,888</b>	<b>0</b>	<b>—</b>	<b>876</b>	<b>847</b>

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーで、現金、令和2年度9,406百万円、令和3年度9,569百万円を含みます。

4. エクspoージャーの残高合計と連結貸借対照表の資産合計は、残高の定義が異なるため一致いたしません。

5. CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



## ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

※単体における定量的な開示事項「(2) ②一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額」をご参照ください。

## ③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

※単体における定量的な開示事項「(2) ③業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等」をご参照ください。

## ④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートジャーの額等

[単位：百万円]

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和2年度		令和3年度	
	エクスポートジャーの額		エクスポートジャーの額	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	17,333	282,572	17,079	318,642
10%	591	128,166	534	130,322
20%	195,222	4,297	178,687	4,121
35%	—	79,616	—	78,506
50%	21,419	74	24,322	28
75%	—	73,526	—	72,054
100%	2,266	465,361	2,687	470,926
150%	1,032	627	—	543
250%	—	—	—	—
<b>合 計</b>	<b>237,866</b>	<b>1,034,242</b>	<b>223,310</b>	<b>1,075,146</b>

(注) 1. エクスポートジャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
2. CVA リスクおよび中央清算機関連エクスポートジャーは含まれておりません。

## (3) 信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポートジャー

※単体における定量的な開示事項「(3) 信用リスク削減手法に関する事項」をご参照ください。

## (4) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

### ①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額

※単体における定量的な開示事項「(4) ①派生商品取引で与信相当額の算出に用いる方式とグロス再構築コストの額の合計額」をご参照ください。

### ②担保による信用リスク削減手法の適用はありません。

### ③長期決済期間取引は該当ありません。

## (5) 証券化エクスポートジャーに関する事項

該当する取引はありません。



## (6) 出資等エクスポートに関する事項

### ①出資等エクスポートの連結貸借対照表計上額および時価等

※単体における定量的な開示事項「(6) ①貸借対照表計上額および時価等」をご参照ください。

### ②出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額

※単体における定量的な開示事項「(6) ③出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額」をご参照ください。

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

※単体における定量的な開示事項「(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項」をご参照ください。

## (8) 金利リスクに関する事項

※単体における定量的な開示事項「(8) 金利リスクに関する事項」をご参照ください。





地域とともに

令和4年7月発行  
東京信用金庫 経営企画部